

報告第 17 号

専決処分事項の報告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 7 年 12 月 8 日提出

新城市長 下 江 洋 行

専決第 11 号

和解及び損害賠償の額の決定

新城市長の専決事項の指定（平成 17 年 11 月 24 日議決）第 1 号及び第 2 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 11 月 26 日専決

新城市長 下 江 洋 行

- | | |
|-----------|--|
| 1 事件発生日時 | 令和 7 年 8 月 22 日 午後 1 時 45 分頃 |
| 2 事件発生場所 | 新城市川田字野中地内 セブンイレブン新城川田店 |
| 3 賠償する相手方 | <div> </div> <div> </div> <div> </div> |
| 4 事件の概要 | 市道野中龍谷線の修繕作業の実施後、セブンイレブン新城川田店においてトイレを借用し、帰庁しようと駐車した車両を後進させたところ、車両左後方部を車止めに接触させ、車止めの基礎ブロックを破損させた。 |
| 5 損害賠償額 | <div> </div> 円 |

第 1 3 9 号議案

新城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

新城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 新城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 1 7 年新城市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新	旧
（期末手当） 第 6 条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等にあつては任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に 1 0 0 分の 4 5 の割合を乗じて得た額の合計額に、<u>6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 7 2 . 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 7 7 . 5</u>を乗じて得た額とする。 3 （略）	（期末手当） 第 6 条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等にあつては任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に 1 0 0 分の 4 5 の割合を乗じて得た額の合計額に 1 0 0 分の 1 7 2 . 5 を乗じて得た額とする。 3 （略）

第 2 条 新城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新	旧
（期末手当） 第 6 条 （略）	（期末手当） 第 6 条 （略）

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等にあつては任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45の割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額とする。 3 （略）	2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等にあつては任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45の割合を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5</u>を乗じて得た額とする。 3 （略）
--	---

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
 - 2 第1条の規定による改正後の新城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。
- （期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の新城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

理 由

この案を提出するのは、令和7年人事院勧告に準拠した措置を講ずるため必要があるからである。

第 1 4 0 号議案

新城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正

新城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 新城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成 1 7 年新城市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新	旧
（期末手当） 第 5 条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6 月に支給する場合には</u> 1 0 0 分の 1 7 2 . 5、 <u>1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 7 7 . 5</u> を乗じて得た額とする。 3 （略）	（期末手当） 第 5 条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 1 0 0 分の 1 7 2 . 5 を乗じて得た額とする。 3 （略）

第 2 条 新城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新	旧
（期末手当） 第 5 条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>1 0 0 分の 1 7 5</u> を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第 5 条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 7 2 . 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 7 7 . 5</u> を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の新城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の新城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

理 由

この案を提出するのは、令和7年人事院勧告に準拠した措置を講ずるため必要があるからである。

第 1 4 1 号議案

新城市職員の給与に関する条例の一部改正

新城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 新城市職員の給与に関する条例（平成 1 7 年新城市条例第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新	旧
（初任給調整手当） 第 1 1 条 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員に対して、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を第 1 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 3 5 年以内、第 2 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 5 年以内の期間、採用の日（第 1 号に掲げる職に係るものにあつては、採用後市長が規則で定める期間を経過した日）から 1 年を経過するごとにその額を減じて支給する。 （1） 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が規則で定めるもの 月額 <u>3 7 万 1, 3 0 0</u> 円 （2） （略） 2・3 （略） （宿日直手当） 第 1 9 条 （略） 2 宿日直手当の額は、前項の勤務 1 回につき <u>4, 7 0 0</u> 円（入院患者の病状の急変等に対処するための宿日直勤務にあつては 3 万 2, 0 0 0 円）を超えない範囲内で市長が定める額とする。	（初任給調整手当） 第 1 1 条 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員に対して、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を第 1 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 3 5 年以内、第 2 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 5 年以内の期間、採用の日（第 1 号に掲げる職に係るものにあつては、採用後市長が規則で定める期間を経過した日）から 1 年を経過するごとにその額を減じて支給する。 （1） 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が規則で定めるもの 月額 <u>3 7 万 4 0 0</u> 円 （2） （略） 2・3 （略） （宿日直手当） 第 1 9 条 （略） 2 宿日直手当の額は、前項の勤務 1 回につき <u>4, 4 0 0</u> 円（入院患者の病状の急変等に対処するための宿日直勤務にあつては 3 万 2, 0 0 0 円）を超えない範囲内で市長が定める額とする。

3・4 (略)

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50、12月に支

3・4 (略)

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表 (一)

職員の区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任		円	円	円	円	円	円	円
用短時間勤	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
務職員以外	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
の職員	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400

3～5 (略)

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表 (一)

職員の区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任		円	円	円	円	円	円	円
用短時間勤	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
務職員以外	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
の職員	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000

1 9	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
2 0	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
2 1	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
2 2	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
2 3	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
2 4	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
2 5	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
2 6	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
2 7	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
2 8	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
2 9	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
3 0	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
3 1	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
3 2	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
3 3	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
3 4	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
3 5	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
3 6	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
3 7	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
3 8	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
3 9	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
4 0	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
4 1	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
4 2	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
4 3	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
4 4	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700

1 9	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
2 0	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
2 1	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
2 2	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
2 3	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
2 4	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
2 5	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
2 6	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
2 7	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
2 8	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
2 9	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
3 0	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
3 1	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
3 2	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
3 3	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
3 4	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
3 5	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
3 6	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
3 7	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
3 8	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
3 9	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
4 0	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
4 1	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
4 2	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
4 3	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
4 4	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600

4 5	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
4 6	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
4 7	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
4 8	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
4 9	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
5 0	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
5 1	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
5 2	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
5 3	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
5 4	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
5 5	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
5 6	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
5 7	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
5 8	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
5 9	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
6 0	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
6 1	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
6 2	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
6 3	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
6 4	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
6 5	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
6 6	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
6 7	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
6 8	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
6 9	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
7 0	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	

4 5	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
4 6	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
4 7	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
4 8	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
4 9	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
5 0	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
5 1	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
5 2	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
5 3	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
5 4	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
5 5	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
5 6	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
5 7	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
5 8	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
5 9	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
6 0	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
6 1	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
6 2	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
6 3	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
6 4	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
6 5	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
6 6	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
6 7	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
6 8	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
6 9	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
7 0	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	

7 1	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
7 2	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
7 3	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
7 4	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		
7 5	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		
7 6	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800		
7 7	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000		
7 8	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300		
7 9	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600		
8 0	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800		
8 1	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000		
8 2	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300		
8 3	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600		
8 4	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800		
8 5	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000		
8 6	266,200	305,800	355,700				
8 7	266,500	306,100	356,100				
8 8	266,800	306,400	356,500				
8 9	267,100	306,700	356,700				
9 0	267,400	307,000	357,100				
9 1	267,700	307,300	357,500				
9 2	268,000	307,600	357,900				
9 3	268,300	307,800	358,100				
9 4		308,000	358,400				
9 5		308,300	358,800				
9 6		308,700	359,100				

7 1	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
7 2	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
7 3	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
7 4	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		
7 5	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		
7 6	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000		
7 7	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200		
7 8	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500		
7 9	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800		
8 0	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000		
8 1	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200		
8 2	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500		
8 3	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800		
8 4	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000		
8 5	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200		
8 6	256,000	297,100	346,000				
8 7	256,300	297,400	346,400				
8 8	256,600	297,700	346,800				
8 9	256,900	298,000	347,000				
9 0	257,200	298,300	347,400				
9 1	257,500	298,600	347,800				
9 2	257,800	299,000	348,200				
9 3	258,100	299,200	348,400				
9 4		299,400	348,800				
9 5		299,700	349,200				
9 6		300,100	349,500				

9 7		<u>308,900</u>	<u>359,400</u>				
9 8		<u>309,200</u>	<u>359,800</u>				
9 9		<u>309,500</u>	<u>360,200</u>				
1 0 0		<u>309,900</u>	<u>360,600</u>				
1 0 1		<u>310,100</u>	<u>361,100</u>				
1 0 2		<u>310,400</u>	<u>361,500</u>				
1 0 3		<u>310,700</u>	<u>361,900</u>				
1 0 4		<u>311,000</u>	<u>362,300</u>				
1 0 5		<u>311,200</u>	<u>362,800</u>				
1 0 6		<u>311,500</u>	<u>363,200</u>				
1 0 7		<u>311,800</u>	<u>363,500</u>				
1 0 8		<u>312,100</u>	<u>363,800</u>				
1 0 9		<u>312,300</u>	<u>364,200</u>				
1 1 0		<u>312,600</u>					
1 1 1		<u>313,000</u>					
1 1 2		<u>313,300</u>					
1 1 3		<u>313,500</u>					
1 1 4		<u>313,700</u>					
1 1 5		<u>314,000</u>					
1 1 6		<u>314,400</u>					
1 1 7		<u>314,600</u>					
1 1 8		<u>314,800</u>					
1 1 9		<u>315,100</u>					
1 2 0		<u>315,400</u>					
1 2 1		<u>315,700</u>					
1 2 2		<u>315,900</u>					

9 7		<u>300,300</u>	<u>349,800</u>				
9 8		<u>300,600</u>	<u>350,200</u>				
9 9		<u>301,000</u>	<u>350,600</u>				
1 0 0		<u>301,400</u>	<u>351,000</u>				
1 0 1		<u>301,600</u>	<u>351,500</u>				
1 0 2		<u>301,900</u>	<u>351,900</u>				
1 0 3		<u>302,200</u>	<u>352,300</u>				
1 0 4		<u>302,500</u>	<u>352,700</u>				
1 0 5		<u>302,700</u>	<u>353,200</u>				
1 0 6		<u>303,000</u>	<u>353,600</u>				
1 0 7		<u>303,300</u>	<u>353,900</u>				
1 0 8		<u>303,600</u>	<u>354,200</u>				
1 0 9		<u>303,800</u>	<u>354,700</u>				
1 1 0		<u>304,200</u>					
1 1 1		<u>304,600</u>					
1 1 2		<u>304,900</u>					
1 1 3		<u>305,100</u>					
1 1 4		<u>305,300</u>					
1 1 5		<u>305,600</u>					
1 1 6		<u>306,000</u>					
1 1 7		<u>306,200</u>					
1 1 8		<u>306,400</u>					
1 1 9		<u>306,700</u>					
1 2 0		<u>307,000</u>					
1 2 1		<u>307,400</u>					
1 2 2		<u>307,600</u>					

	1 2 3		<u>316,200</u>					
	1 2 4		<u>316,500</u>					
	1 2 5		<u>316,800</u>					
定年前再任用短時間勤務職員		<u>200,300</u>	<u>227,800</u>	<u>269,500</u>	<u>290,100</u>	<u>305,700</u>	<u>331,900</u>	<u>374,800</u>
備考（略）								
行政職給料表（二）								
職員の区分	職務の級	1 級	2 級		3 級			
	号給	給料月額	給料月額		給料月額			
定年前再任用短時間勤務職員以外		円	円		円			
の職員	1	<u>198,200</u>	<u>240,400</u>		<u>260,400</u>			
	2	<u>199,900</u>	<u>241,200</u>		<u>261,300</u>			
	3	<u>201,600</u>	<u>242,000</u>		<u>262,200</u>			
	4	<u>203,300</u>	<u>242,700</u>		<u>263,100</u>			
	5	<u>205,000</u>	<u>243,400</u>		<u>264,100</u>			
	6	<u>206,700</u>	<u>244,100</u>		<u>265,000</u>			
	7	<u>208,300</u>	<u>244,900</u>		<u>266,000</u>			
	8	<u>209,900</u>	<u>245,600</u>		<u>266,900</u>			
	9	<u>211,500</u>	<u>246,400</u>		<u>267,800</u>			
	1 0	<u>213,000</u>	<u>247,100</u>		<u>268,600</u>			
	1 1	<u>214,500</u>	<u>247,800</u>		<u>269,300</u>			
	1 2	<u>215,900</u>	<u>248,400</u>		<u>269,700</u>			
	1 3	<u>217,300</u>	<u>249,100</u>		<u>270,300</u>			
	1 4	<u>218,800</u>	<u>249,500</u>		<u>270,700</u>			

	1 2 3		<u>307,900</u>					
	1 2 4		<u>308,200</u>					
	1 2 5		<u>308,500</u>					
定年前再任用短時間勤務職員		<u>192,000</u>	<u>219,500</u>	<u>260,000</u>	<u>279,700</u>	<u>294,900</u>	<u>320,600</u>	<u>362,700</u>
備考（略）								
行政職給料表（二）								
職員の区分	職務の級	1 級	2 級		3 級			
	号給	給料月額	給料月額		給料月額			
定年前再任用短時間勤務職員以外		円	円		円			
の職員	1	<u>185,700</u>	<u>227,700</u>		<u>247,600</u>			
	2	<u>187,400</u>	<u>228,500</u>		<u>248,700</u>			
	3	<u>189,100</u>	<u>229,300</u>		<u>249,700</u>			
	4	<u>190,800</u>	<u>230,100</u>		<u>250,700</u>			
	5	<u>192,500</u>	<u>230,800</u>		<u>251,700</u>			
	6	<u>194,200</u>	<u>231,600</u>		<u>252,900</u>			
	7	<u>195,800</u>	<u>232,400</u>		<u>254,000</u>			
	8	<u>197,400</u>	<u>233,200</u>		<u>255,000</u>			
	9	<u>199,000</u>	<u>234,000</u>		<u>256,100</u>			
	1 0	<u>200,500</u>	<u>234,700</u>		<u>257,100</u>			
	1 1	<u>202,000</u>	<u>235,400</u>		<u>258,000</u>			
	1 2	<u>203,500</u>	<u>236,100</u>		<u>258,500</u>			
	1 3	<u>205,000</u>	<u>236,800</u>		<u>259,100</u>			
	1 4	<u>206,500</u>	<u>237,400</u>		<u>259,500</u>			

1 5	<u>220,300</u>	<u>250,000</u>	<u>271,100</u>	1 5	<u>208,000</u>	<u>238,000</u>	<u>259,900</u>
1 6	<u>221,800</u>	<u>250,400</u>	<u>271,500</u>	1 6	<u>209,500</u>	<u>238,600</u>	<u>260,400</u>
1 7	<u>223,200</u>	<u>250,900</u>	<u>271,900</u>	1 7	<u>211,000</u>	<u>239,200</u>	<u>260,900</u>
1 8	<u>224,600</u>	<u>251,300</u>	<u>272,400</u>	1 8	<u>212,400</u>	<u>239,800</u>	<u>261,400</u>
1 9	<u>226,000</u>	<u>251,800</u>	<u>272,900</u>	1 9	<u>213,800</u>	<u>240,400</u>	<u>261,900</u>
2 0	<u>227,400</u>	<u>252,200</u>	<u>273,500</u>	2 0	<u>215,200</u>	<u>240,900</u>	<u>262,500</u>
2 1	<u>228,800</u>	<u>252,500</u>	<u>274,200</u>	2 1	<u>216,600</u>	<u>241,400</u>	<u>263,300</u>
2 2	<u>229,800</u>	<u>252,800</u>	<u>274,800</u>	2 2	<u>217,700</u>	<u>241,900</u>	<u>263,900</u>
2 3	<u>230,900</u>	<u>253,100</u>	<u>275,400</u>	2 3	<u>218,800</u>	<u>242,400</u>	<u>264,500</u>
2 4	<u>232,000</u>	<u>253,400</u>	<u>276,200</u>	2 4	<u>219,900</u>	<u>242,900</u>	<u>265,300</u>
2 5	<u>233,000</u>	<u>253,900</u>	<u>277,000</u>	2 5	<u>220,900</u>	<u>243,400</u>	<u>266,100</u>
2 6	<u>233,800</u>	<u>254,400</u>	<u>277,700</u>	2 6	<u>221,800</u>	<u>243,900</u>	<u>266,800</u>
2 7	<u>234,700</u>	<u>254,800</u>	<u>278,200</u>	2 7	<u>222,700</u>	<u>244,300</u>	<u>267,400</u>
2 8	<u>235,500</u>	<u>255,300</u>	<u>278,900</u>	2 8	<u>223,600</u>	<u>244,800</u>	<u>268,200</u>
2 9	<u>236,400</u>	<u>255,800</u>	<u>279,700</u>	2 9	<u>224,500</u>	<u>245,400</u>	<u>269,000</u>
3 0	<u>237,200</u>	<u>256,300</u>	<u>280,400</u>	3 0	<u>225,300</u>	<u>245,900</u>	<u>269,700</u>
3 1	<u>238,000</u>	<u>256,700</u>	<u>281,100</u>	3 1	<u>226,100</u>	<u>246,400</u>	<u>270,400</u>
3 2	<u>238,800</u>	<u>257,100</u>	<u>281,700</u>	3 2	<u>226,900</u>	<u>246,800</u>	<u>271,100</u>
3 3	<u>239,600</u>	<u>257,400</u>	<u>282,400</u>	3 3	<u>227,700</u>	<u>247,200</u>	<u>271,800</u>
3 4	<u>240,100</u>	<u>257,900</u>	<u>283,100</u>	3 4	<u>228,400</u>	<u>247,700</u>	<u>272,500</u>
3 5	<u>240,600</u>	<u>258,400</u>	<u>283,800</u>	3 5	<u>229,100</u>	<u>248,200</u>	<u>273,200</u>
3 6	<u>241,100</u>	<u>258,800</u>	<u>284,400</u>	3 6	<u>229,800</u>	<u>248,600</u>	<u>273,900</u>
3 7	<u>241,700</u>	<u>259,200</u>	<u>285,000</u>	3 7	<u>230,500</u>	<u>249,000</u>	<u>274,600</u>
3 8	<u>242,200</u>	<u>259,700</u>	<u>285,700</u>	3 8	<u>231,100</u>	<u>249,500</u>	<u>275,300</u>
3 9	<u>242,700</u>	<u>260,100</u>	<u>286,300</u>	3 9	<u>231,700</u>	<u>250,000</u>	<u>275,900</u>
4 0	<u>243,200</u>	<u>260,500</u>	<u>286,800</u>	4 0	<u>232,300</u>	<u>250,400</u>	<u>276,500</u>

4 1	<u>243,700</u>	<u>260,900</u>	<u>287,200</u>	4 1	<u>233,000</u>	<u>250,800</u>	<u>277,000</u>
4 2	<u>244,000</u>	<u>261,300</u>	<u>287,700</u>	4 2	<u>233,500</u>	<u>251,300</u>	<u>277,500</u>
4 3	<u>244,300</u>	<u>261,800</u>	<u>288,100</u>	4 3	<u>234,000</u>	<u>251,800</u>	<u>278,000</u>
4 4	<u>244,700</u>	<u>262,100</u>	<u>288,500</u>	4 4	<u>234,500</u>	<u>252,200</u>	<u>278,500</u>
4 5	<u>245,100</u>	<u>262,400</u>	<u>289,000</u>	4 5	<u>235,000</u>	<u>252,600</u>	<u>279,000</u>
4 6	<u>245,500</u>	<u>262,800</u>	<u>289,500</u>	4 6	<u>235,400</u>	<u>253,000</u>	<u>279,500</u>
4 7	<u>245,900</u>	<u>263,200</u>	<u>290,000</u>	4 7	<u>235,800</u>	<u>253,400</u>	<u>280,000</u>
4 8	<u>246,300</u>	<u>263,500</u>	<u>290,300</u>	4 8	<u>236,200</u>	<u>253,800</u>	<u>280,400</u>
4 9	<u>246,600</u>	<u>263,900</u>	<u>290,700</u>	4 9	<u>236,600</u>	<u>254,200</u>	<u>280,800</u>
5 0	<u>246,900</u>	<u>264,300</u>	<u>291,100</u>	5 0	<u>236,900</u>	<u>254,600</u>	<u>281,300</u>
5 1	<u>247,200</u>	<u>264,600</u>	<u>291,500</u>	5 1	<u>237,200</u>	<u>255,000</u>	<u>281,700</u>
5 2	<u>247,500</u>	<u>264,900</u>	<u>292,000</u>	5 2	<u>237,500</u>	<u>255,400</u>	<u>282,200</u>
5 3	<u>247,700</u>	<u>265,300</u>	<u>292,300</u>	5 3	<u>237,800</u>	<u>255,800</u>	<u>282,600</u>
5 4	<u>248,000</u>	<u>265,600</u>	<u>292,700</u>	5 4	<u>238,100</u>	<u>256,200</u>	<u>283,100</u>
5 5	<u>248,300</u>	<u>265,900</u>	<u>293,200</u>	5 5	<u>238,400</u>	<u>256,600</u>	<u>283,600</u>
5 6	<u>248,600</u>	<u>266,300</u>	<u>293,700</u>	5 6	<u>238,700</u>	<u>257,000</u>	<u>284,100</u>
5 7	<u>248,800</u>	<u>266,600</u>	<u>294,100</u>	5 7	<u>238,900</u>	<u>257,300</u>	<u>284,600</u>
5 8	<u>249,100</u>	<u>266,900</u>	<u>294,700</u>	5 8	<u>239,200</u>	<u>257,700</u>	<u>285,200</u>
5 9	<u>249,400</u>	<u>267,200</u>	<u>295,200</u>	5 9	<u>239,500</u>	<u>258,100</u>	<u>285,800</u>
6 0	<u>249,600</u>	<u>267,500</u>	<u>295,800</u>	6 0	<u>239,700</u>	<u>258,400</u>	<u>286,400</u>
6 1	<u>249,800</u>	<u>267,800</u>	<u>296,400</u>	6 1	<u>239,900</u>	<u>258,700</u>	<u>287,000</u>
6 2	<u>250,100</u>	<u>268,100</u>	<u>296,900</u>	6 2	<u>240,200</u>	<u>259,100</u>	<u>287,600</u>
6 3	<u>250,400</u>	<u>268,400</u>	<u>297,500</u>	6 3	<u>240,500</u>	<u>259,500</u>	<u>288,200</u>
6 4	<u>250,600</u>	<u>268,700</u>	<u>298,000</u>	6 4	<u>240,700</u>	<u>259,800</u>	<u>288,800</u>
6 5	<u>250,800</u>	<u>268,900</u>	<u>298,500</u>	6 5	<u>240,900</u>	<u>260,100</u>	<u>289,300</u>
6 6	<u>251,100</u>	<u>269,200</u>	<u>299,000</u>	6 6	<u>241,200</u>	<u>260,400</u>	<u>289,800</u>

6 7	<u>251,400</u>	<u>269,500</u>	<u>299,500</u>
6 8	<u>251,600</u>	<u>269,700</u>	<u>300,000</u>
6 9	<u>251,800</u>	<u>269,900</u>	<u>300,400</u>
7 0	<u>252,100</u>	<u>270,200</u>	<u>300,800</u>
7 1	<u>252,400</u>	<u>270,500</u>	<u>301,200</u>
7 2	<u>252,600</u>	<u>270,700</u>	<u>301,600</u>
7 3	<u>252,800</u>	<u>270,900</u>	<u>302,000</u>
7 4	<u>253,100</u>	<u>271,200</u>	<u>302,300</u>
7 5	<u>253,400</u>	<u>271,500</u>	<u>302,700</u>
7 6	<u>253,600</u>	<u>271,700</u>	<u>303,100</u>
7 7	<u>253,800</u>	<u>271,900</u>	<u>303,500</u>
7 8	<u>254,100</u>	<u>272,200</u>	<u>303,900</u>
7 9	<u>254,400</u>	<u>272,500</u>	<u>304,300</u>
8 0	<u>254,600</u>	<u>272,700</u>	<u>304,700</u>
8 1	<u>254,800</u>	<u>272,900</u>	<u>305,000</u>
8 2	<u>255,100</u>	<u>273,200</u>	<u>305,500</u>
8 3	<u>255,300</u>	<u>273,500</u>	<u>305,900</u>
8 4	<u>255,600</u>	<u>273,700</u>	<u>306,400</u>
8 5	<u>255,800</u>	<u>273,900</u>	<u>306,700</u>
8 6	<u>256,000</u>	<u>274,100</u>	<u>307,200</u>
8 7	<u>256,300</u>	<u>274,400</u>	<u>307,700</u>
8 8	<u>256,600</u>	<u>274,700</u>	<u>308,000</u>
8 9	<u>256,800</u>	<u>274,900</u>	<u>308,400</u>
9 0	<u>257,100</u>	<u>275,100</u>	<u>308,900</u>
9 1	<u>257,400</u>	<u>275,400</u>	<u>309,400</u>
9 2	<u>257,600</u>	<u>275,600</u>	<u>309,900</u>

6 7	<u>241,500</u>	<u>260,700</u>	<u>290,300</u>
6 8	<u>241,700</u>	<u>260,900</u>	<u>290,800</u>
6 9	<u>241,900</u>	<u>261,100</u>	<u>291,300</u>
7 0	<u>242,200</u>	<u>261,400</u>	<u>291,800</u>
7 1	<u>242,500</u>	<u>261,700</u>	<u>292,200</u>
7 2	<u>242,700</u>	<u>261,900</u>	<u>292,600</u>
7 3	<u>242,900</u>	<u>262,100</u>	<u>293,000</u>
7 4	<u>243,200</u>	<u>262,400</u>	<u>293,400</u>
7 5	<u>243,500</u>	<u>262,700</u>	<u>293,800</u>
7 6	<u>243,700</u>	<u>262,900</u>	<u>294,200</u>
7 7	<u>243,900</u>	<u>263,100</u>	<u>294,600</u>
7 8	<u>244,200</u>	<u>263,400</u>	<u>295,000</u>
7 9	<u>244,500</u>	<u>263,700</u>	<u>295,400</u>
8 0	<u>244,700</u>	<u>263,900</u>	<u>295,900</u>
8 1	<u>244,900</u>	<u>264,100</u>	<u>296,200</u>
8 2	<u>245,200</u>	<u>264,400</u>	<u>296,700</u>
8 3	<u>245,400</u>	<u>264,700</u>	<u>297,200</u>
8 4	<u>245,700</u>	<u>264,900</u>	<u>297,700</u>
8 5	<u>245,900</u>	<u>265,100</u>	<u>298,000</u>
8 6	<u>246,100</u>	<u>265,300</u>	<u>298,500</u>
8 7	<u>246,400</u>	<u>265,600</u>	<u>299,000</u>
8 8	<u>246,700</u>	<u>265,900</u>	<u>299,300</u>
8 9	<u>246,900</u>	<u>266,100</u>	<u>299,700</u>
9 0	<u>247,200</u>	<u>266,300</u>	<u>300,200</u>
9 1	<u>247,500</u>	<u>266,600</u>	<u>300,700</u>
9 2	<u>247,700</u>	<u>266,800</u>	<u>301,200</u>

9 3	<u>257,800</u>	<u>275,900</u>	<u>310,200</u>
9 4	<u>258,100</u>	<u>276,200</u>	<u>310,600</u>
9 5	<u>258,400</u>	<u>276,500</u>	<u>311,000</u>
9 6	<u>258,600</u>	<u>276,700</u>	<u>311,500</u>
9 7	<u>258,800</u>	<u>276,900</u>	<u>311,900</u>
9 8	<u>259,100</u>	<u>277,200</u>	<u>312,300</u>
9 9	<u>259,400</u>	<u>277,400</u>	<u>312,600</u>
1 0 0	<u>259,600</u>	<u>277,700</u>	<u>312,900</u>
1 0 1	<u>259,800</u>	<u>277,900</u>	<u>313,200</u>
1 0 2	<u>260,100</u>	<u>278,100</u>	<u>313,600</u>
1 0 3	<u>260,400</u>	<u>278,400</u>	<u>313,900</u>
1 0 4	<u>260,600</u>	<u>278,700</u>	<u>314,300</u>
1 0 5	<u>260,800</u>	<u>278,900</u>	<u>314,600</u>
1 0 6		<u>279,100</u>	<u>315,000</u>
1 0 7		<u>279,400</u>	<u>315,400</u>
1 0 8		<u>279,600</u>	<u>315,600</u>
1 0 9		<u>279,900</u>	<u>315,800</u>
1 1 0		<u>280,200</u>	<u>316,100</u>
1 1 1		<u>280,500</u>	<u>316,400</u>
1 1 2		<u>280,700</u>	<u>316,600</u>
1 1 3		<u>280,900</u>	<u>316,800</u>
1 1 4		<u>281,200</u>	<u>317,100</u>
1 1 5		<u>281,400</u>	<u>317,400</u>
1 1 6		<u>281,600</u>	<u>317,600</u>
1 1 7		<u>281,900</u>	<u>317,800</u>
1 1 8		<u>282,200</u>	<u>318,100</u>

9 3	<u>247,900</u>	<u>267,100</u>	<u>301,500</u>
9 4	<u>248,200</u>	<u>267,400</u>	<u>301,900</u>
9 5	<u>248,500</u>	<u>267,700</u>	<u>302,400</u>
9 6	<u>248,700</u>	<u>267,900</u>	<u>302,900</u>
9 7	<u>248,900</u>	<u>268,100</u>	<u>303,300</u>
9 8	<u>249,200</u>	<u>268,400</u>	<u>303,700</u>
9 9	<u>249,500</u>	<u>268,600</u>	<u>304,000</u>
1 0 0	<u>249,700</u>	<u>268,900</u>	<u>304,300</u>
1 0 1	<u>249,900</u>	<u>269,100</u>	<u>304,600</u>
1 0 2	<u>250,200</u>	<u>269,300</u>	<u>305,000</u>
1 0 3	<u>250,500</u>	<u>269,600</u>	<u>305,300</u>
1 0 4	<u>250,700</u>	<u>269,900</u>	<u>305,700</u>
1 0 5	<u>250,900</u>	<u>270,100</u>	<u>306,000</u>
1 0 6		<u>270,300</u>	<u>306,400</u>
1 0 7		<u>270,600</u>	<u>306,800</u>
1 0 8		<u>270,800</u>	<u>307,100</u>
1 0 9		<u>271,100</u>	<u>307,300</u>
1 1 0		<u>271,400</u>	<u>307,600</u>
1 1 1		<u>271,700</u>	<u>307,900</u>
1 1 2		<u>271,900</u>	<u>308,100</u>
1 1 3		<u>272,100</u>	<u>308,300</u>
1 1 4		<u>272,400</u>	<u>308,600</u>
1 1 5		<u>272,600</u>	<u>308,900</u>
1 1 6		<u>272,800</u>	<u>309,100</u>
1 1 7		<u>273,100</u>	<u>309,300</u>
1 1 8		<u>273,400</u>	<u>309,600</u>

	1 1 9		<u>282,500</u>	<u>318,400</u>	
	1 2 0		<u>282,700</u>	<u>318,600</u>	
	1 2 1		<u>282,900</u>	<u>318,800</u>	
	1 2 2		<u>283,100</u>	<u>319,100</u>	
	1 2 3		<u>283,400</u>	<u>319,400</u>	
	1 2 4		<u>283,700</u>	<u>319,600</u>	
	1 2 5		<u>283,900</u>	<u>319,800</u>	
	1 2 6		<u>284,100</u>	<u>320,100</u>	
	1 2 7		<u>284,400</u>	<u>320,400</u>	
	1 2 8		<u>284,700</u>	<u>320,600</u>	
	1 2 9		<u>284,900</u>	<u>320,800</u>	
	1 3 0		<u>285,100</u>		
	1 3 1		<u>285,400</u>		
	1 3 2		<u>285,700</u>		
	1 3 3		<u>285,900</u>		
	1 3 4		<u>286,100</u>		
	1 3 5		<u>286,400</u>		
	1 3 6		<u>286,700</u>		
	1 3 7		<u>286,900</u>		
定年前再任用短時間勤務職員		<u>206,200</u>	<u>217,300</u>	<u>235,900</u>	
備考（略）					
別表第2（第4条関係）					
医療職給料表（一）					
職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級

	1 1 9		<u>273,700</u>	<u>309,900</u>	
	1 2 0		<u>273,900</u>	<u>310,100</u>	
	1 2 1		<u>274,100</u>	<u>310,300</u>	
	1 2 2		<u>274,300</u>	<u>310,600</u>	
	1 2 3		<u>274,600</u>	<u>310,900</u>	
	1 2 4		<u>274,900</u>	<u>311,100</u>	
	1 2 5		<u>275,100</u>	<u>311,300</u>	
	1 2 6		<u>275,300</u>	<u>311,600</u>	
	1 2 7		<u>275,600</u>	<u>311,900</u>	
	1 2 8		<u>275,900</u>	<u>312,100</u>	
	1 2 9		<u>276,100</u>	<u>312,300</u>	
	1 3 0		<u>276,300</u>		
	1 3 1		<u>276,600</u>		
	1 3 2		<u>276,900</u>		
	1 3 3		<u>277,100</u>		
	1 3 4		<u>277,300</u>		
	1 3 5		<u>277,600</u>		
	1 3 6		<u>277,900</u>		
	1 3 7		<u>278,100</u>		
定年前再任用短時間勤務職員		<u>197,900</u>	<u>209,000</u>	<u>227,500</u>	
備考（略）					
別表第2（第4条関係）					
医療職給料表（一）					
職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級

	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任		円	円	円	円
用短時間勤	1	<u>415,600</u>	<u>470,300</u>	<u>566,200</u>	<u>613,700</u>
務職員以外	2	<u>418,300</u>	<u>472,300</u>	<u>572,300</u>	<u>619,500</u>
の職員	3	<u>420,900</u>	<u>474,200</u>	<u>577,400</u>	<u>624,500</u>
	4	<u>423,300</u>	<u>476,100</u>	<u>582,100</u>	<u>628,800</u>
	5	<u>425,600</u>	<u>477,500</u>	<u>586,400</u>	<u>632,800</u>
	6	<u>427,800</u>	<u>479,200</u>	<u>590,700</u>	<u>636,200</u>
	7	<u>429,800</u>	<u>481,000</u>	<u>594,100</u>	<u>639,100</u>
	8	<u>431,900</u>	<u>482,800</u>	<u>597,000</u>	<u>641,800</u>
	9	<u>434,000</u>	<u>484,600</u>	<u>599,500</u>	<u>644,100</u>
	1 0	<u>435,500</u>	<u>486,300</u>	<u>601,800</u>	<u>646,000</u>
	1 1	<u>437,000</u>	<u>488,100</u>	<u>603,300</u>	<u>647,600</u>
	1 2	<u>438,500</u>	<u>489,900</u>	<u>604,000</u>	<u>649,100</u>
	1 3	<u>439,900</u>	<u>491,700</u>	<u>604,700</u>	<u>650,600</u>
	1 4	<u>441,300</u>	<u>493,400</u>	<u>605,400</u>	<u>652,100</u>
	1 5	<u>442,800</u>	<u>495,200</u>	<u>606,100</u>	<u>653,600</u>
	1 6	<u>444,200</u>	<u>497,000</u>	<u>606,800</u>	<u>655,100</u>
	1 7	<u>445,500</u>	<u>498,800</u>	<u>607,500</u>	<u>656,600</u>
	1 8	<u>447,000</u>	<u>500,700</u>	<u>608,200</u>	<u>658,100</u>
	1 9	<u>448,400</u>	<u>502,600</u>	<u>608,900</u>	<u>659,600</u>
	2 0	<u>449,800</u>	<u>504,500</u>	<u>609,600</u>	<u>661,100</u>
	2 1	<u>451,100</u>	<u>506,400</u>	<u>610,300</u>	<u>662,600</u>
	2 2	<u>452,600</u>	<u>508,100</u>	<u>611,000</u>	<u>664,100</u>
	2 3	<u>454,000</u>	<u>509,900</u>	<u>611,700</u>	<u>665,600</u>
	2 4	<u>455,400</u>	<u>511,700</u>	<u>612,400</u>	<u>667,100</u>

	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任		円	円	円	円
用短時間勤	1	<u>400,300</u>	<u>455,100</u>	<u>549,800</u>	<u>596,100</u>
務職員以外	2	<u>403,000</u>	<u>457,100</u>	<u>555,900</u>	<u>602,100</u>
の職員	3	<u>405,600</u>	<u>459,000</u>	<u>561,200</u>	<u>607,400</u>
	4	<u>408,100</u>	<u>460,900</u>	<u>566,100</u>	<u>611,900</u>
	5	<u>410,500</u>	<u>462,300</u>	<u>570,500</u>	<u>615,900</u>
	6	<u>412,700</u>	<u>464,100</u>	<u>574,800</u>	<u>619,400</u>
	7	<u>414,800</u>	<u>465,900</u>	<u>578,400</u>	<u>622,400</u>
	8	<u>416,900</u>	<u>467,700</u>	<u>581,400</u>	<u>625,200</u>
	9	<u>419,000</u>	<u>469,500</u>	<u>583,900</u>	<u>627,800</u>
	1 0	<u>420,500</u>	<u>471,300</u>	<u>586,200</u>	<u>630,200</u>
	1 1	<u>422,000</u>	<u>473,100</u>	<u>588,300</u>	<u>632,400</u>
	1 2	<u>423,500</u>	<u>474,900</u>	<u>590,200</u>	<u>634,400</u>
	1 3	<u>424,900</u>	<u>476,700</u>	<u>591,900</u>	<u>636,200</u>
	1 4	<u>426,400</u>	<u>478,500</u>	<u>593,400</u>	<u>637,800</u>
	1 5	<u>427,900</u>	<u>480,300</u>	<u>594,700</u>	<u>639,200</u>
	1 6	<u>429,300</u>	<u>482,100</u>	<u>595,800</u>	<u>640,400</u>
	1 7	<u>430,700</u>	<u>483,900</u>	<u>596,700</u>	<u>641,400</u>
	1 8	<u>432,200</u>	<u>485,800</u>	<u>597,600</u>	<u>642,400</u>
	1 9	<u>433,700</u>	<u>487,700</u>	<u>598,500</u>	<u>643,400</u>
	2 0	<u>435,100</u>	<u>489,600</u>	<u>599,400</u>	<u>644,400</u>
	2 1	<u>436,500</u>	<u>491,500</u>	<u>600,300</u>	<u>645,400</u>
	2 2	<u>438,000</u>	<u>493,200</u>	<u>601,200</u>	<u>646,400</u>
	2 3	<u>439,500</u>	<u>495,000</u>	<u>602,100</u>	<u>647,400</u>
	2 4	<u>440,900</u>	<u>496,800</u>	<u>603,000</u>	<u>648,400</u>

2 5	<u>456,800</u>	<u>513,300</u>	<u>613,100</u>	<u>668,600</u>	2 5	<u>442,300</u>	<u>498,400</u>	<u>603,900</u>	<u>649,400</u>
2 6	<u>458,200</u>	<u>515,100</u>	<u>613,800</u>	<u>670,100</u>	2 6	<u>443,700</u>	<u>500,200</u>	<u>604,800</u>	<u>650,400</u>
2 7	<u>459,500</u>	<u>516,900</u>	<u>614,500</u>		2 7	<u>445,100</u>	<u>502,000</u>	<u>605,700</u>	
2 8	<u>460,900</u>	<u>518,400</u>	<u>615,200</u>		2 8	<u>446,500</u>	<u>503,600</u>	<u>606,600</u>	
2 9	<u>462,300</u>	<u>519,800</u>	<u>615,900</u>		2 9	<u>447,900</u>	<u>505,000</u>	<u>607,500</u>	
3 0	<u>463,600</u>	<u>521,500</u>	<u>616,600</u>		3 0	<u>449,300</u>	<u>506,700</u>	<u>608,400</u>	
3 1	<u>465,000</u>	<u>523,300</u>	<u>617,300</u>		3 1	<u>450,700</u>	<u>508,500</u>	<u>609,300</u>	
3 2	<u>466,400</u>	<u>525,000</u>	<u>618,000</u>		3 2	<u>452,100</u>	<u>510,200</u>	<u>610,200</u>	
3 3	<u>467,700</u>	<u>526,500</u>	<u>618,700</u>		3 3	<u>453,500</u>	<u>511,700</u>	<u>611,100</u>	
3 4	<u>469,100</u>	<u>527,800</u>	<u>619,400</u>		3 4	<u>454,900</u>	<u>513,000</u>	<u>612,000</u>	
3 5	<u>470,400</u>	<u>529,100</u>	<u>620,100</u>		3 5	<u>456,300</u>	<u>514,300</u>	<u>612,900</u>	
3 6	<u>471,800</u>	<u>530,400</u>	<u>620,800</u>		3 6	<u>457,700</u>	<u>515,600</u>	<u>613,800</u>	
3 7	<u>473,200</u>	<u>531,400</u>	<u>621,500</u>		3 7	<u>459,100</u>	<u>516,600</u>	<u>614,700</u>	
3 8	<u>474,900</u>	<u>532,700</u>	<u>622,200</u>		3 8	<u>460,800</u>	<u>517,900</u>	<u>615,600</u>	
3 9	<u>476,500</u>	<u>534,000</u>	<u>622,900</u>		3 9	<u>462,400</u>	<u>519,200</u>	<u>616,500</u>	
4 0	<u>478,000</u>	<u>535,300</u>	<u>623,600</u>		4 0	<u>464,000</u>	<u>520,500</u>	<u>617,400</u>	
4 1	<u>479,600</u>	<u>536,300</u>	<u>624,300</u>		4 1	<u>465,600</u>	<u>521,500</u>	<u>618,300</u>	
4 2	<u>480,800</u>	<u>537,100</u>	<u>625,000</u>		4 2	<u>466,800</u>	<u>522,300</u>	<u>619,200</u>	
4 3	<u>481,900</u>	<u>537,900</u>	<u>625,700</u>		4 3	<u>468,000</u>	<u>523,100</u>	<u>620,100</u>	
4 4	<u>483,000</u>	<u>538,700</u>	<u>626,400</u>		4 4	<u>469,100</u>	<u>523,900</u>	<u>621,000</u>	
4 5	<u>484,000</u>	<u>539,600</u>	<u>627,100</u>		4 5	<u>470,100</u>	<u>524,800</u>	<u>621,900</u>	
4 6	<u>484,900</u>	<u>540,400</u>	<u>627,800</u>		4 6	<u>471,100</u>	<u>525,600</u>	<u>622,800</u>	
4 7	<u>485,800</u>	<u>541,200</u>	<u>628,500</u>		4 7	<u>472,000</u>	<u>526,400</u>	<u>623,700</u>	
4 8	<u>486,600</u>	<u>541,900</u>	<u>629,200</u>		4 8	<u>472,800</u>	<u>527,100</u>	<u>624,600</u>	
4 9	<u>487,300</u>	<u>542,700</u>			4 9	<u>473,500</u>	<u>527,900</u>		
5 0	<u>488,000</u>	<u>543,500</u>			5 0	<u>474,200</u>	<u>528,700</u>		

5 1	<u>488,700</u>	<u>544,200</u>			5 1	<u>474,900</u>	<u>529,400</u>		
5 2	<u>489,300</u>	<u>545,100</u>			5 2	<u>475,500</u>	<u>530,300</u>		
5 3	<u>489,900</u>	<u>546,000</u>			5 3	<u>476,200</u>	<u>531,200</u>		
5 4	<u>490,600</u>	<u>546,800</u>			5 4	<u>476,900</u>	<u>532,000</u>		
5 5	<u>491,200</u>	<u>547,700</u>			5 5	<u>477,500</u>	<u>532,900</u>		
5 6	<u>491,800</u>	<u>548,600</u>			5 6	<u>478,100</u>	<u>533,800</u>		
5 7	<u>492,100</u>	<u>549,400</u>			5 7	<u>478,400</u>	<u>534,600</u>		
5 8	<u>492,700</u>	<u>550,200</u>			5 8	<u>479,000</u>	<u>535,500</u>		
5 9	<u>493,300</u>	<u>551,000</u>			5 9	<u>479,700</u>	<u>536,400</u>		
6 0	<u>494,000</u>	<u>551,700</u>			6 0	<u>480,400</u>	<u>537,100</u>		
6 1	<u>494,400</u>	<u>552,500</u>			6 1	<u>480,800</u>	<u>537,900</u>		
6 2	<u>495,000</u>	<u>553,400</u>			6 2	<u>481,400</u>	<u>538,800</u>		
6 3	<u>495,700</u>	<u>554,300</u>			6 3	<u>482,100</u>	<u>539,700</u>		
6 4	<u>496,400</u>	<u>555,200</u>			6 4	<u>482,800</u>	<u>540,600</u>		
6 5	<u>496,800</u>	<u>556,000</u>			6 5	<u>483,200</u>	<u>541,400</u>		
6 6	<u>497,400</u>	<u>556,900</u>			6 6	<u>483,800</u>	<u>542,300</u>		
6 7	<u>498,000</u>	<u>557,800</u>			6 7	<u>484,400</u>	<u>543,200</u>		
6 8	<u>498,500</u>	<u>558,700</u>			6 8	<u>484,900</u>	<u>544,100</u>		
6 9	<u>499,000</u>	<u>559,500</u>			6 9	<u>485,400</u>	<u>544,900</u>		
7 0	<u>499,500</u>	<u>560,400</u>			7 0	<u>485,900</u>	<u>545,800</u>		
7 1	<u>500,000</u>	<u>561,300</u>			7 1	<u>486,400</u>	<u>546,700</u>		
7 2	<u>500,500</u>	<u>562,200</u>			7 2	<u>486,900</u>	<u>547,600</u>		
7 3	<u>500,900</u>	<u>563,000</u>			7 3	<u>487,300</u>	<u>548,400</u>		
7 4	<u>501,400</u>	<u>563,900</u>			7 4	<u>487,800</u>	<u>549,300</u>		
7 5	<u>501,800</u>	<u>564,800</u>			7 5	<u>488,200</u>	<u>550,200</u>		
7 6	<u>502,200</u>	<u>565,700</u>			7 6	<u>488,700</u>	<u>551,100</u>		

7 7	<u>502,700</u>	<u>566,500</u>			7 7	<u>489,200</u>	<u>551,900</u>		
7 8	<u>503,300</u>	<u>567,400</u>			7 8	<u>489,800</u>	<u>552,800</u>		
7 9	<u>503,800</u>	<u>568,300</u>			7 9	<u>490,400</u>	<u>553,700</u>		
8 0	<u>504,200</u>	<u>569,200</u>			8 0	<u>490,800</u>	<u>554,600</u>		
8 1	<u>504,700</u>	<u>570,000</u>			8 1	<u>491,300</u>	<u>555,400</u>		
8 2	<u>505,300</u>	<u>570,900</u>			8 2	<u>491,900</u>	<u>556,300</u>		
8 3	<u>505,900</u>	<u>571,800</u>			8 3	<u>492,500</u>	<u>557,200</u>		
8 4	<u>506,400</u>	<u>572,700</u>			8 4	<u>493,000</u>	<u>558,100</u>		
8 5	<u>506,900</u>	<u>573,500</u>			8 5	<u>493,500</u>	<u>558,900</u>		
8 6		<u>574,400</u>			8 6		<u>559,800</u>		
8 7		<u>575,300</u>			8 7		<u>560,600</u>		
8 8		<u>576,200</u>			8 8		<u>561,500</u>		
8 9		<u>577,000</u>			8 9		<u>562,400</u>		
9 0		<u>577,900</u>			9 0		<u>563,300</u>		
9 1		<u>578,800</u>			9 1		<u>564,100</u>		
9 2		<u>579,700</u>			9 2		<u>565,000</u>		
9 3		<u>580,500</u>			9 3		<u>565,900</u>		
9 4		<u>581,400</u>			9 4		<u>566,800</u>		
9 5		<u>582,300</u>			9 5		<u>567,600</u>		
9 6		<u>583,200</u>			9 6		<u>568,500</u>		
9 7		<u>584,000</u>			9 7		<u>569,300</u>		
9 8		<u>584,900</u>			9 8		<u>570,100</u>		
9 9		<u>585,800</u>			9 9		<u>571,000</u>		
1 0 0		<u>586,700</u>			1 0 0		<u>571,900</u>		
1 0 1		<u>587,500</u>			1 0 1		<u>572,800</u>		
1 0 2		<u>588,400</u>			1 0 2		<u>573,600</u>		

1 0 3		<u>589,300</u>			1 0 3		<u>574,500</u>		
1 0 4		<u>590,200</u>			1 0 4		<u>575,400</u>		
1 0 5		<u>591,000</u>			1 0 5		<u>576,300</u>		
1 0 6		<u>591,900</u>			1 0 6		<u>577,100</u>		
1 0 7		<u>592,800</u>			1 0 7		<u>578,000</u>		
1 0 8		<u>593,700</u>			1 0 8		<u>578,800</u>		
1 0 9		<u>594,500</u>			1 0 9		<u>579,700</u>		
1 1 0		<u>595,400</u>			1 1 0		<u>580,600</u>		
1 1 1		<u>596,300</u>			1 1 1		<u>581,500</u>		
1 1 2		<u>597,200</u>			1 1 2		<u>582,300</u>		
1 1 3		<u>598,000</u>			1 1 3		<u>583,200</u>		
1 1 4		<u>598,900</u>			1 1 4		<u>584,100</u>		
1 1 5		<u>599,800</u>			1 1 5		<u>585,000</u>		
1 1 6		<u>600,700</u>			1 1 6		<u>585,800</u>		
1 1 7		<u>601,500</u>			1 1 7		<u>586,700</u>		
1 1 8		<u>602,400</u>			1 1 8		<u>587,600</u>		
1 1 9		<u>603,300</u>			1 1 9		<u>588,500</u>		
1 2 0		<u>604,200</u>			1 2 0		<u>589,300</u>		
1 2 1		<u>605,000</u>			1 2 1		<u>590,200</u>		
1 2 2		<u>605,900</u>			1 2 2		<u>591,000</u>		
1 2 3		<u>606,800</u>			1 2 3		<u>591,900</u>		
1 2 4		<u>607,700</u>			1 2 4		<u>592,800</u>		
1 2 5		<u>608,500</u>			1 2 5		<u>593,600</u>		
1 2 6		<u>609,400</u>			1 2 6		<u>594,500</u>		
1 2 7		<u>610,300</u>			1 2 7		<u>595,400</u>		
1 2 8		<u>611,200</u>			1 2 8		<u>596,300</u>		

	1 2 9		<u>612,000</u>		
	1 3 0		<u>612,900</u>		
	1 3 1		<u>613,800</u>		
	1 3 2		<u>614,700</u>		
定年前再任用短時間勤務職員		<u>356,500</u>	<u>412,800</u>	<u>488,500</u>	<u>590,500</u>

備考 (略)

医療職給料表 (二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	<u>201,000</u>	<u>239,800</u>	<u>274,400</u>	<u>293,300</u>	<u>326,300</u>	<u>372,300</u>
	2	<u>203,100</u>	<u>241,100</u>	<u>275,200</u>	<u>294,100</u>	<u>327,700</u>	<u>374,000</u>
	3	<u>205,200</u>	<u>242,400</u>	<u>275,900</u>	<u>294,800</u>	<u>329,100</u>	<u>375,600</u>
	4	<u>207,300</u>	<u>243,700</u>	<u>276,700</u>	<u>295,500</u>	<u>330,500</u>	<u>377,200</u>
	5	<u>209,300</u>	<u>244,900</u>	<u>277,500</u>	<u>296,200</u>	<u>331,900</u>	<u>378,700</u>
	6	<u>211,300</u>	<u>246,000</u>	<u>278,300</u>	<u>296,900</u>	<u>333,500</u>	<u>380,300</u>
	7	<u>213,300</u>	<u>247,000</u>	<u>279,100</u>	<u>297,600</u>	<u>335,000</u>	<u>381,900</u>
	8	<u>215,100</u>	<u>247,900</u>	<u>279,800</u>	<u>298,300</u>	<u>336,500</u>	<u>383,500</u>
	9	<u>216,900</u>	<u>249,000</u>	<u>280,500</u>	<u>299,100</u>	<u>337,900</u>	<u>385,100</u>
	1 0	<u>218,800</u>	<u>250,100</u>	<u>281,300</u>	<u>299,800</u>	<u>339,500</u>	<u>387,100</u>
	1 1	<u>220,700</u>	<u>251,200</u>	<u>282,100</u>	<u>300,600</u>	<u>341,000</u>	<u>389,100</u>
	1 2	<u>222,800</u>	<u>252,400</u>	<u>282,900</u>	<u>301,200</u>	<u>342,500</u>	<u>391,100</u>
	1 3	<u>224,500</u>	<u>253,600</u>	<u>283,700</u>	<u>301,800</u>	<u>343,900</u>	<u>392,500</u>

	1 2 9		<u>597,100</u>		
	1 3 0		<u>598,000</u>		
	1 3 1		<u>598,900</u>		
	1 3 2		<u>599,700</u>		
定年前再任用短時間勤務職員		<u>344,400</u>	<u>399,500</u>	<u>473,300</u>	<u>573,800</u>

備考 (略)

医療職給料表 (二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	<u>188,600</u>	<u>227,400</u>	<u>263,000</u>	<u>281,800</u>	<u>315,000</u>	<u>360,700</u>
	2	<u>190,700</u>	<u>228,700</u>	<u>263,800</u>	<u>282,600</u>	<u>316,400</u>	<u>362,400</u>
	3	<u>192,800</u>	<u>230,000</u>	<u>264,600</u>	<u>283,400</u>	<u>317,800</u>	<u>364,000</u>
	4	<u>194,900</u>	<u>231,300</u>	<u>265,400</u>	<u>284,100</u>	<u>319,200</u>	<u>365,600</u>
	5	<u>196,900</u>	<u>232,500</u>	<u>266,200</u>	<u>284,800</u>	<u>320,600</u>	<u>367,200</u>
	6	<u>198,900</u>	<u>233,600</u>	<u>267,000</u>	<u>285,500</u>	<u>322,200</u>	<u>368,800</u>
	7	<u>200,900</u>	<u>234,600</u>	<u>267,800</u>	<u>286,200</u>	<u>323,700</u>	<u>370,400</u>
	8	<u>202,700</u>	<u>235,600</u>	<u>268,600</u>	<u>287,000</u>	<u>325,200</u>	<u>372,000</u>
	9	<u>204,500</u>	<u>236,700</u>	<u>269,400</u>	<u>287,800</u>	<u>326,700</u>	<u>373,600</u>
	1 0	<u>206,400</u>	<u>237,900</u>	<u>270,200</u>	<u>288,600</u>	<u>328,300</u>	<u>375,600</u>
	1 1	<u>208,300</u>	<u>239,200</u>	<u>271,000</u>	<u>289,400</u>	<u>329,800</u>	<u>377,600</u>
	1 2	<u>210,400</u>	<u>240,500</u>	<u>271,800</u>	<u>290,100</u>	<u>331,300</u>	<u>379,600</u>
	1 3	<u>212,100</u>	<u>241,800</u>	<u>272,600</u>	<u>290,800</u>	<u>332,800</u>	<u>381,000</u>

1 4	<u>226,500</u>	<u>254,800</u>	<u>284,500</u>	<u>302,900</u>	<u>345,500</u>	<u>394,200</u>
1 5	<u>228,700</u>	<u>256,000</u>	<u>285,200</u>	<u>304,000</u>	<u>347,000</u>	<u>395,900</u>
1 6	<u>230,800</u>	<u>257,100</u>	<u>286,000</u>	<u>305,200</u>	<u>348,500</u>	<u>397,600</u>
1 7	<u>232,900</u>	<u>258,100</u>	<u>286,800</u>	<u>306,300</u>	<u>350,000</u>	<u>399,300</u>
1 8	<u>234,000</u>	<u>259,100</u>	<u>287,600</u>	<u>307,500</u>	<u>351,600</u>	<u>400,800</u>
1 9	<u>235,000</u>	<u>260,200</u>	<u>288,400</u>	<u>308,600</u>	<u>353,200</u>	<u>402,300</u>
2 0	<u>236,100</u>	<u>261,200</u>	<u>289,100</u>	<u>309,800</u>	<u>354,700</u>	<u>403,800</u>
2 1	<u>237,200</u>	<u>262,300</u>	<u>289,900</u>	<u>311,000</u>	<u>356,000</u>	<u>405,100</u>
2 2	<u>238,000</u>	<u>263,200</u>	<u>290,800</u>	<u>312,200</u>	<u>357,500</u>	<u>406,400</u>
2 3	<u>238,900</u>	<u>264,000</u>	<u>291,700</u>	<u>313,400</u>	<u>359,000</u>	<u>407,700</u>
2 4	<u>239,700</u>	<u>264,800</u>	<u>292,400</u>	<u>314,500</u>	<u>360,500</u>	<u>408,800</u>
2 5	<u>240,600</u>	<u>265,600</u>	<u>293,100</u>	<u>315,700</u>	<u>361,900</u>	<u>409,900</u>
2 6	<u>241,500</u>	<u>266,400</u>	<u>294,000</u>	<u>316,900</u>	<u>363,400</u>	<u>411,000</u>
2 7	<u>242,400</u>	<u>267,200</u>	<u>294,900</u>	<u>318,000</u>	<u>364,900</u>	<u>412,100</u>
2 8	<u>243,300</u>	<u>268,000</u>	<u>295,600</u>	<u>319,200</u>	<u>366,300</u>	<u>413,200</u>
2 9	<u>244,100</u>	<u>268,700</u>	<u>296,400</u>	<u>320,400</u>	<u>367,700</u>	<u>414,000</u>
3 0	<u>244,900</u>	<u>269,500</u>	<u>297,400</u>	<u>321,600</u>	<u>369,300</u>	<u>414,800</u>
3 1	<u>245,600</u>	<u>270,300</u>	<u>298,300</u>	<u>322,800</u>	<u>370,700</u>	<u>415,500</u>
3 2	<u>246,400</u>	<u>271,100</u>	<u>299,300</u>	<u>324,000</u>	<u>372,200</u>	<u>416,300</u>
3 3	<u>247,100</u>	<u>271,900</u>	<u>300,300</u>	<u>325,100</u>	<u>373,400</u>	<u>416,700</u>
3 4	<u>247,700</u>	<u>272,700</u>	<u>301,400</u>	<u>326,200</u>	<u>374,500</u>	<u>417,300</u>
3 5	<u>248,400</u>	<u>273,300</u>	<u>302,400</u>	<u>327,400</u>	<u>375,700</u>	<u>417,800</u>
3 6	<u>249,100</u>	<u>274,100</u>	<u>303,300</u>	<u>328,600</u>	<u>376,800</u>	<u>418,200</u>
3 7	<u>249,800</u>	<u>275,000</u>	<u>304,300</u>	<u>329,800</u>	<u>377,800</u>	<u>418,600</u>
3 8	<u>250,400</u>	<u>275,800</u>	<u>305,300</u>	<u>331,000</u>	<u>378,600</u>	<u>418,800</u>
3 9	<u>251,000</u>	<u>276,600</u>	<u>306,300</u>	<u>332,300</u>	<u>379,500</u>	<u>419,100</u>

1 4	<u>214,100</u>	<u>243,100</u>	<u>273,400</u>	<u>291,900</u>	<u>334,400</u>	<u>382,700</u>
1 5	<u>216,300</u>	<u>244,400</u>	<u>274,200</u>	<u>293,000</u>	<u>335,900</u>	<u>384,400</u>
1 6	<u>218,400</u>	<u>245,600</u>	<u>275,000</u>	<u>294,200</u>	<u>337,400</u>	<u>386,100</u>
1 7	<u>220,500</u>	<u>246,800</u>	<u>275,800</u>	<u>295,100</u>	<u>338,900</u>	<u>387,800</u>
1 8	<u>221,600</u>	<u>248,000</u>	<u>276,600</u>	<u>296,600</u>	<u>340,500</u>	<u>389,300</u>
1 9	<u>222,700</u>	<u>249,200</u>	<u>277,400</u>	<u>297,800</u>	<u>342,100</u>	<u>390,800</u>
2 0	<u>223,800</u>	<u>250,400</u>	<u>278,200</u>	<u>299,000</u>	<u>343,600</u>	<u>392,300</u>
2 1	<u>224,900</u>	<u>251,500</u>	<u>279,000</u>	<u>300,200</u>	<u>344,900</u>	<u>393,600</u>
2 2	<u>225,800</u>	<u>252,400</u>	<u>279,900</u>	<u>301,400</u>	<u>346,400</u>	<u>394,900</u>
2 3	<u>226,700</u>	<u>253,200</u>	<u>280,800</u>	<u>302,600</u>	<u>347,900</u>	<u>396,200</u>
2 4	<u>227,600</u>	<u>254,000</u>	<u>281,600</u>	<u>303,800</u>	<u>349,400</u>	<u>397,300</u>
2 5	<u>228,500</u>	<u>254,800</u>	<u>282,400</u>	<u>305,000</u>	<u>350,900</u>	<u>398,400</u>
2 6	<u>229,400</u>	<u>255,600</u>	<u>283,300</u>	<u>306,200</u>	<u>352,400</u>	<u>399,500</u>
2 7	<u>230,300</u>	<u>256,400</u>	<u>284,200</u>	<u>307,300</u>	<u>353,900</u>	<u>400,600</u>
2 8	<u>231,200</u>	<u>257,200</u>	<u>285,000</u>	<u>308,500</u>	<u>355,300</u>	<u>401,700</u>
2 9	<u>232,100</u>	<u>258,000</u>	<u>285,800</u>	<u>309,800</u>	<u>356,700</u>	<u>402,500</u>
3 0	<u>233,000</u>	<u>258,800</u>	<u>286,900</u>	<u>311,000</u>	<u>358,300</u>	<u>403,300</u>
3 1	<u>233,900</u>	<u>259,600</u>	<u>287,900</u>	<u>312,200</u>	<u>359,800</u>	<u>404,100</u>
3 2	<u>234,800</u>	<u>260,400</u>	<u>288,900</u>	<u>313,400</u>	<u>361,300</u>	<u>404,900</u>
3 3	<u>235,600</u>	<u>261,200</u>	<u>289,900</u>	<u>314,600</u>	<u>362,500</u>	<u>405,300</u>
3 4	<u>236,400</u>	<u>262,000</u>	<u>291,000</u>	<u>315,700</u>	<u>363,600</u>	<u>405,900</u>
3 5	<u>237,200</u>	<u>262,700</u>	<u>292,000</u>	<u>316,900</u>	<u>364,800</u>	<u>406,400</u>
3 6	<u>238,000</u>	<u>263,500</u>	<u>293,000</u>	<u>318,100</u>	<u>365,900</u>	<u>406,800</u>
3 7	<u>238,800</u>	<u>264,400</u>	<u>294,000</u>	<u>319,300</u>	<u>366,900</u>	<u>407,200</u>
3 8	<u>239,600</u>	<u>265,200</u>	<u>295,000</u>	<u>320,600</u>	<u>367,700</u>	<u>407,400</u>
3 9	<u>240,400</u>	<u>266,000</u>	<u>296,000</u>	<u>321,900</u>	<u>368,700</u>	<u>407,700</u>

4 0	<u>251,600</u>	<u>277,300</u>	<u>307,300</u>	<u>333,500</u>	<u>380,600</u>	<u>419,400</u>
4 1	<u>252,200</u>	<u>278,000</u>	<u>308,200</u>	<u>334,400</u>	<u>381,600</u>	<u>419,700</u>
4 2	<u>252,800</u>	<u>278,800</u>	<u>309,400</u>	<u>335,600</u>	<u>382,600</u>	<u>420,000</u>
4 3	<u>253,400</u>	<u>279,600</u>	<u>310,500</u>	<u>336,800</u>	<u>383,600</u>	<u>420,300</u>
4 4	<u>253,900</u>	<u>280,300</u>	<u>311,600</u>	<u>338,000</u>	<u>384,500</u>	<u>420,600</u>
4 5	<u>254,300</u>	<u>281,000</u>	<u>312,600</u>	<u>338,900</u>	<u>385,300</u>	<u>420,800</u>
4 6	<u>254,900</u>	<u>281,800</u>	<u>313,700</u>	<u>339,900</u>	<u>386,100</u>	<u>421,100</u>
4 7	<u>255,300</u>	<u>282,600</u>	<u>314,800</u>	<u>340,900</u>	<u>387,000</u>	<u>421,400</u>
4 8	<u>255,700</u>	<u>283,300</u>	<u>315,800</u>	<u>341,800</u>	<u>387,800</u>	<u>421,700</u>
4 9	<u>256,100</u>	<u>284,000</u>	<u>316,900</u>	<u>342,700</u>	<u>388,300</u>	<u>421,900</u>
5 0	<u>256,600</u>	<u>284,700</u>	<u>317,900</u>	<u>343,600</u>	<u>389,100</u>	<u>422,100</u>
5 1	<u>257,100</u>	<u>285,300</u>	<u>319,000</u>	<u>344,600</u>	<u>389,900</u>	<u>422,400</u>
5 2	<u>257,600</u>	<u>286,000</u>	<u>320,100</u>	<u>345,500</u>	<u>390,700</u>	<u>422,700</u>
5 3	<u>257,900</u>	<u>286,700</u>	<u>321,100</u>	<u>346,000</u>	<u>391,100</u>	<u>422,900</u>
5 4	<u>258,200</u>	<u>287,300</u>	<u>322,100</u>	<u>346,900</u>	<u>391,800</u>	<u>423,100</u>
5 5	<u>258,500</u>	<u>288,000</u>	<u>323,100</u>	<u>347,600</u>	<u>392,500</u>	<u>423,400</u>
5 6	<u>258,800</u>	<u>288,600</u>	<u>324,100</u>	<u>348,500</u>	<u>393,100</u>	<u>423,700</u>
5 7	<u>259,100</u>	<u>289,300</u>	<u>325,000</u>	<u>349,200</u>	<u>393,500</u>	<u>423,900</u>
5 8	<u>259,400</u>	<u>290,000</u>	<u>326,000</u>	<u>349,500</u>	<u>394,000</u>	<u>424,100</u>
5 9	<u>259,700</u>	<u>290,700</u>	<u>327,000</u>	<u>349,900</u>	<u>394,600</u>	<u>424,400</u>
6 0	<u>260,000</u>	<u>291,300</u>	<u>327,900</u>	<u>350,500</u>	<u>395,200</u>	<u>424,700</u>
6 1	<u>260,300</u>	<u>291,800</u>	<u>328,800</u>	<u>351,100</u>	<u>395,600</u>	<u>424,900</u>
6 2	<u>260,600</u>	<u>292,400</u>	<u>329,500</u>	<u>351,800</u>	<u>396,100</u>	<u>425,100</u>
6 3	<u>260,900</u>	<u>293,100</u>	<u>330,200</u>	<u>352,500</u>	<u>396,600</u>	<u>425,400</u>
6 4	<u>261,200</u>	<u>293,700</u>	<u>330,800</u>	<u>353,100</u>	<u>397,100</u>	<u>425,700</u>
6 5	<u>261,500</u>	<u>294,200</u>	<u>331,400</u>	<u>353,800</u>	<u>397,700</u>	<u>425,900</u>

4 0	<u>241,200</u>	<u>266,800</u>	<u>297,000</u>	<u>323,100</u>	<u>369,800</u>	<u>408,000</u>
4 1	<u>241,800</u>	<u>267,600</u>	<u>298,000</u>	<u>324,000</u>	<u>370,800</u>	<u>408,300</u>
4 2	<u>242,400</u>	<u>268,400</u>	<u>299,200</u>	<u>325,200</u>	<u>371,800</u>	<u>408,600</u>
4 3	<u>243,000</u>	<u>269,200</u>	<u>300,300</u>	<u>326,400</u>	<u>372,800</u>	<u>408,900</u>
4 4	<u>243,500</u>	<u>270,000</u>	<u>301,400</u>	<u>327,600</u>	<u>373,700</u>	<u>409,200</u>
4 5	<u>244,000</u>	<u>270,700</u>	<u>302,500</u>	<u>328,700</u>	<u>374,500</u>	<u>409,400</u>
4 6	<u>244,600</u>	<u>271,500</u>	<u>303,600</u>	<u>329,700</u>	<u>375,300</u>	<u>409,700</u>
4 7	<u>245,100</u>	<u>272,300</u>	<u>304,700</u>	<u>330,700</u>	<u>376,200</u>	<u>410,000</u>
4 8	<u>245,500</u>	<u>273,100</u>	<u>305,800</u>	<u>331,600</u>	<u>377,000</u>	<u>410,300</u>
4 9	<u>245,900</u>	<u>273,800</u>	<u>306,900</u>	<u>332,500</u>	<u>377,500</u>	<u>410,500</u>
5 0	<u>246,400</u>	<u>274,600</u>	<u>308,000</u>	<u>333,500</u>	<u>378,300</u>	<u>410,800</u>
5 1	<u>246,900</u>	<u>275,300</u>	<u>309,100</u>	<u>334,500</u>	<u>379,100</u>	<u>411,100</u>
5 2	<u>247,400</u>	<u>276,000</u>	<u>310,200</u>	<u>335,400</u>	<u>379,900</u>	<u>411,400</u>
5 3	<u>247,700</u>	<u>276,700</u>	<u>311,200</u>	<u>335,900</u>	<u>380,300</u>	<u>411,600</u>
5 4	<u>248,000</u>	<u>277,400</u>	<u>312,200</u>	<u>336,800</u>	<u>381,000</u>	<u>411,900</u>
5 5	<u>248,300</u>	<u>278,100</u>	<u>313,200</u>	<u>337,500</u>	<u>381,700</u>	<u>412,100</u>
5 6	<u>248,600</u>	<u>278,800</u>	<u>314,200</u>	<u>338,400</u>	<u>382,300</u>	<u>412,400</u>
5 7	<u>248,900</u>	<u>279,500</u>	<u>315,200</u>	<u>339,100</u>	<u>382,700</u>	<u>412,600</u>
5 8	<u>249,200</u>	<u>280,200</u>	<u>316,200</u>	<u>339,400</u>	<u>383,200</u>	<u>412,800</u>
5 9	<u>249,500</u>	<u>280,900</u>	<u>317,200</u>	<u>339,900</u>	<u>383,800</u>	<u>413,100</u>
6 0	<u>249,800</u>	<u>281,500</u>	<u>318,100</u>	<u>340,500</u>	<u>384,400</u>	<u>413,400</u>
6 1	<u>250,100</u>	<u>282,100</u>	<u>319,000</u>	<u>341,100</u>	<u>384,800</u>	<u>413,600</u>
6 2	<u>250,400</u>	<u>282,800</u>	<u>319,800</u>	<u>341,800</u>	<u>385,300</u>	<u>413,900</u>
6 3	<u>250,700</u>	<u>283,500</u>	<u>320,500</u>	<u>342,500</u>	<u>385,800</u>	<u>414,200</u>
6 4	<u>251,000</u>	<u>284,100</u>	<u>321,200</u>	<u>343,100</u>	<u>386,300</u>	<u>414,500</u>
6 5	<u>251,300</u>	<u>284,700</u>	<u>321,800</u>	<u>343,800</u>	<u>386,900</u>	<u>414,600</u>

6 6	<u>261,800</u>	<u>294,800</u>	<u>332,100</u>	<u>354,300</u>	<u>398,200</u>	<u>426,100</u>
6 7	<u>262,100</u>	<u>295,500</u>	<u>332,700</u>	<u>354,900</u>	<u>398,800</u>	<u>426,400</u>
6 8	<u>262,400</u>	<u>296,100</u>	<u>333,300</u>	<u>355,500</u>	<u>399,400</u>	<u>426,700</u>
6 9	<u>262,700</u>	<u>296,700</u>	<u>333,900</u>	<u>355,800</u>	<u>399,900</u>	
7 0	<u>263,000</u>	<u>297,300</u>	<u>334,100</u>	<u>356,300</u>	<u>400,400</u>	
7 1	<u>263,300</u>	<u>297,900</u>	<u>334,500</u>	<u>356,700</u>	<u>400,800</u>	
7 2	<u>263,500</u>	<u>298,500</u>	<u>335,000</u>	<u>357,200</u>	<u>401,200</u>	
7 3	<u>263,700</u>	<u>299,100</u>	<u>335,600</u>	<u>357,700</u>	<u>401,500</u>	
7 4	<u>264,000</u>	<u>299,600</u>	<u>336,100</u>	<u>358,200</u>	<u>402,000</u>	
7 5	<u>264,300</u>	<u>300,000</u>	<u>336,600</u>	<u>358,700</u>	<u>402,400</u>	
7 6	<u>264,500</u>	<u>300,400</u>	<u>337,000</u>	<u>359,100</u>	<u>402,800</u>	
7 7	<u>264,700</u>	<u>300,700</u>	<u>337,600</u>	<u>359,400</u>	<u>403,200</u>	
7 8	<u>265,000</u>	<u>301,000</u>	<u>338,100</u>	<u>359,700</u>	<u>403,500</u>	
7 9	<u>265,300</u>	<u>301,200</u>	<u>338,500</u>	<u>359,900</u>	<u>403,800</u>	
8 0	<u>265,500</u>	<u>301,500</u>	<u>339,000</u>	<u>360,200</u>	<u>404,000</u>	
8 1	<u>265,700</u>	<u>301,800</u>	<u>339,500</u>	<u>360,700</u>	<u>404,400</u>	
8 2	<u>266,000</u>	<u>302,000</u>	<u>339,800</u>	<u>361,000</u>	<u>404,700</u>	
8 3	<u>266,300</u>	<u>302,300</u>	<u>340,000</u>	<u>361,300</u>	<u>405,000</u>	
8 4	<u>266,500</u>	<u>302,600</u>	<u>340,300</u>	<u>361,600</u>	<u>405,300</u>	
8 5	<u>266,700</u>	<u>302,800</u>	<u>340,700</u>	<u>362,000</u>	<u>405,500</u>	
8 6		<u>303,000</u>	<u>341,100</u>	<u>362,300</u>	<u>405,700</u>	
8 7		<u>303,200</u>	<u>341,400</u>	<u>362,600</u>	<u>405,800</u>	
8 8		<u>303,400</u>	<u>341,700</u>	<u>362,900</u>	<u>406,100</u>	
8 9		<u>303,800</u>	<u>342,000</u>	<u>363,300</u>	<u>406,300</u>	
9 0		<u>304,000</u>	<u>342,200</u>	<u>363,600</u>	<u>406,500</u>	
9 1		<u>304,200</u>	<u>342,600</u>	<u>363,800</u>	<u>406,700</u>	

6 6	<u>251,600</u>	<u>285,400</u>	<u>322,500</u>	<u>344,300</u>	<u>387,400</u>	<u>414,900</u>
6 7	<u>251,900</u>	<u>286,100</u>	<u>323,100</u>	<u>344,900</u>	<u>388,000</u>	<u>415,200</u>
6 8	<u>252,200</u>	<u>286,700</u>	<u>323,700</u>	<u>345,500</u>	<u>388,600</u>	<u>415,400</u>
6 9	<u>252,500</u>	<u>287,300</u>	<u>324,300</u>	<u>345,800</u>	<u>389,100</u>	
7 0	<u>252,800</u>	<u>288,000</u>	<u>324,500</u>	<u>346,400</u>	<u>389,600</u>	
7 1	<u>253,100</u>	<u>288,700</u>	<u>325,000</u>	<u>346,900</u>	<u>390,100</u>	
7 2	<u>253,300</u>	<u>289,300</u>	<u>325,500</u>	<u>347,400</u>	<u>390,600</u>	
7 3	<u>253,500</u>	<u>289,900</u>	<u>326,100</u>	<u>347,900</u>	<u>390,900</u>	
7 4	<u>253,800</u>	<u>290,400</u>	<u>326,600</u>	<u>348,400</u>	<u>391,400</u>	
7 5	<u>254,100</u>	<u>290,800</u>	<u>327,100</u>	<u>348,900</u>	<u>391,800</u>	
7 6	<u>254,300</u>	<u>291,200</u>	<u>327,500</u>	<u>349,300</u>	<u>392,200</u>	
7 7	<u>254,500</u>	<u>291,600</u>	<u>328,100</u>	<u>349,600</u>	<u>392,600</u>	
7 8	<u>254,800</u>	<u>291,900</u>	<u>328,600</u>	<u>349,900</u>	<u>393,100</u>	
7 9	<u>255,100</u>	<u>292,200</u>	<u>329,000</u>	<u>350,100</u>	<u>393,500</u>	
8 0	<u>255,300</u>	<u>292,500</u>	<u>329,500</u>	<u>350,400</u>	<u>393,900</u>	
8 1	<u>255,500</u>	<u>292,800</u>	<u>330,000</u>	<u>350,900</u>	<u>394,200</u>	
8 2	<u>255,800</u>	<u>293,100</u>	<u>330,400</u>	<u>351,200</u>	<u>394,700</u>	
8 3	<u>256,100</u>	<u>293,400</u>	<u>330,600</u>	<u>351,500</u>	<u>395,100</u>	
8 4	<u>256,300</u>	<u>293,700</u>	<u>330,900</u>	<u>351,800</u>	<u>395,500</u>	
8 5	<u>256,500</u>	<u>293,900</u>	<u>331,300</u>	<u>352,200</u>	<u>395,900</u>	
8 6		<u>294,100</u>	<u>331,700</u>	<u>352,500</u>	<u>396,400</u>	
8 7		<u>294,300</u>	<u>332,000</u>	<u>352,800</u>	<u>396,800</u>	
8 8		<u>294,500</u>	<u>332,300</u>	<u>353,100</u>	<u>397,200</u>	
8 9		<u>294,900</u>	<u>332,600</u>	<u>353,500</u>	<u>397,600</u>	
9 0		<u>295,100</u>	<u>332,800</u>	<u>353,800</u>	<u>398,100</u>	
9 1		<u>295,300</u>	<u>333,200</u>	<u>354,100</u>	<u>398,500</u>	

9 2		<u>304,400</u>	<u>342,900</u>	<u>364,100</u>	<u>406,800</u>	
9 3		<u>304,800</u>	<u>343,100</u>	<u>364,400</u>	<u>406,900</u>	
9 4		<u>305,000</u>	<u>343,400</u>	<u>364,800</u>	<u>406,900</u>	
9 5		<u>305,200</u>	<u>343,700</u>	<u>365,200</u>	<u>407,100</u>	
9 6		<u>305,500</u>	<u>343,900</u>	<u>365,600</u>	<u>407,200</u>	
9 7		<u>305,800</u>	<u>344,100</u>	<u>366,100</u>	<u>407,300</u>	
9 8		<u>306,000</u>	<u>344,400</u>	<u>366,500</u>	<u>407,400</u>	
9 9		<u>306,200</u>	<u>344,700</u>	<u>366,900</u>	<u>407,500</u>	
1 0 0		<u>306,500</u>	<u>344,900</u>	<u>367,300</u>	<u>407,600</u>	
1 0 1		<u>306,800</u>	<u>345,100</u>	<u>367,800</u>	<u>407,700</u>	
1 0 2		<u>307,000</u>	<u>345,300</u>	<u>368,200</u>	<u>407,800</u>	
1 0 3		<u>307,200</u>	<u>345,700</u>	<u>368,600</u>	<u>407,900</u>	
1 0 4		<u>307,500</u>	<u>345,900</u>	<u>369,000</u>	<u>408,000</u>	
1 0 5		<u>307,800</u>	<u>346,100</u>	<u>369,500</u>	<u>408,100</u>	
1 0 6			<u>346,400</u>	<u>369,900</u>	<u>408,200</u>	
1 0 7			<u>346,800</u>	<u>370,300</u>	<u>408,300</u>	
1 0 8			<u>347,200</u>	<u>370,700</u>	<u>408,400</u>	
1 0 9			<u>347,400</u>	<u>371,200</u>	<u>408,500</u>	
1 1 0				<u>371,600</u>	<u>408,600</u>	
1 1 1				<u>372,000</u>	<u>408,700</u>	
1 1 2				<u>372,400</u>		
1 1 3				<u>372,900</u>		
1 1 4				<u>373,300</u>		
1 1 5				<u>373,700</u>		
1 1 6				<u>374,100</u>		
1 1 7				<u>374,600</u>		

9 2		<u>295,500</u>	<u>333,500</u>	<u>354,400</u>	<u>398,900</u>	
9 3		<u>295,900</u>	<u>333,700</u>	<u>354,700</u>	<u>399,300</u>	
9 4		<u>296,100</u>	<u>334,000</u>	<u>355,100</u>	<u>399,800</u>	
9 5		<u>296,300</u>	<u>334,300</u>	<u>355,500</u>	<u>400,200</u>	
9 6		<u>296,600</u>	<u>334,600</u>	<u>355,900</u>	<u>400,600</u>	
9 7		<u>296,900</u>	<u>334,800</u>	<u>356,400</u>	<u>401,000</u>	
9 8		<u>297,100</u>	<u>335,100</u>	<u>356,800</u>	<u>401,500</u>	
9 9		<u>297,300</u>	<u>335,400</u>	<u>357,200</u>	<u>401,900</u>	
1 0 0		<u>297,600</u>	<u>335,600</u>	<u>357,600</u>	<u>402,300</u>	
1 0 1		<u>297,900</u>	<u>335,800</u>	<u>358,100</u>	<u>402,700</u>	
1 0 2		<u>298,100</u>	<u>336,000</u>	<u>358,500</u>	<u>403,200</u>	
1 0 3		<u>298,300</u>	<u>336,400</u>	<u>358,900</u>	<u>403,500</u>	
1 0 4		<u>298,600</u>	<u>336,600</u>	<u>359,300</u>	<u>403,900</u>	
1 0 5		<u>298,900</u>	<u>336,800</u>	<u>359,800</u>	<u>404,300</u>	
1 0 6			<u>337,200</u>	<u>360,200</u>	<u>404,700</u>	
1 0 7			<u>337,600</u>	<u>360,600</u>	<u>405,100</u>	
1 0 8			<u>338,000</u>	<u>361,000</u>	<u>405,500</u>	
1 0 9			<u>338,200</u>	<u>361,500</u>	<u>405,900</u>	
1 1 0				<u>361,900</u>	<u>406,400</u>	
1 1 1				<u>362,200</u>	<u>406,800</u>	
1 1 2				<u>362,600</u>		
1 1 3				<u>363,100</u>		
1 1 4				<u>363,500</u>		
1 1 5				<u>363,900</u>		
1 1 6				<u>364,300</u>		
1 1 7				<u>364,800</u>		

1 1 8				<u>375,000</u>			1 1 8				<u>365,200</u>		
1 1 9				<u>375,400</u>			1 1 9				<u>365,500</u>		
1 2 0				<u>375,800</u>			1 2 0				<u>365,900</u>		
1 2 1				<u>376,300</u>			1 2 1				<u>366,400</u>		
1 2 2				<u>376,700</u>			1 2 2				<u>366,800</u>		
1 2 3				<u>377,100</u>			1 2 3				<u>367,200</u>		
1 2 4				<u>377,500</u>			1 2 4				<u>367,600</u>		
1 2 5				<u>378,000</u>			1 2 5				<u>368,100</u>		
1 2 6				<u>378,400</u>			1 2 6				<u>368,500</u>		
1 2 7				<u>378,800</u>			1 2 7				<u>368,900</u>		
1 2 8				<u>379,200</u>			1 2 8				<u>369,300</u>		
1 2 9				<u>379,700</u>			1 2 9				<u>369,800</u>		
1 3 0				<u>380,100</u>			1 3 0				<u>370,200</u>		
1 3 1				<u>380,500</u>			1 3 1				<u>370,600</u>		
1 3 2				<u>380,900</u>			1 3 2				<u>371,000</u>		
1 3 3				<u>381,400</u>			1 3 3				<u>371,500</u>		
1 3 4				<u>381,800</u>			1 3 4				<u>371,900</u>		
1 3 5				<u>382,200</u>			1 3 5				<u>372,300</u>		
1 3 6				<u>382,600</u>			1 3 6				<u>372,700</u>		
1 3 7				<u>383,100</u>			1 3 7				<u>373,200</u>		
1 3 8				<u>383,500</u>			1 3 8				<u>373,600</u>		
1 3 9				<u>383,900</u>			1 3 9				<u>374,000</u>		
1 4 0				<u>384,300</u>			1 4 0				<u>374,400</u>		
1 4 1				<u>384,800</u>			1 4 1				<u>374,900</u>		
1 4 2				<u>385,200</u>			1 4 2				<u>375,300</u>		
1 4 3				<u>385,600</u>			1 4 3				<u>375,600</u>		

	1 4 4				<u>386,000</u>		
	1 4 5				<u>386,500</u>		
	1 4 6				<u>386,900</u>		
	1 4 7				<u>387,300</u>		
	1 4 8				<u>387,700</u>		
	1 4 9				<u>388,200</u>		
	1 5 0				<u>388,600</u>		
	1 5 1				<u>389,000</u>		
	1 5 2				<u>389,400</u>		
	1 5 3				<u>389,900</u>		
	1 5 4				<u>390,300</u>		
	1 5 5				<u>390,700</u>		
	1 5 6				<u>391,100</u>		
	1 5 7				<u>391,600</u>		
定年前再 任用短時 間勤務職 員		<u>201,300</u>	<u>227,900</u>	<u>257,300</u>	<u>271,300</u>	<u>297,800</u>	<u>340,000</u>

備考 (略)

医療職給料表 (三)

職員の区 分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職		円	円	円	円	円	円
	1	<u>221,700</u>	<u>254,700</u>	<u>293,900</u>	<u>307,300</u>	<u>330,800</u>	<u>373,400</u>
	2	<u>223,600</u>	<u>256,800</u>	<u>294,400</u>	<u>307,800</u>	<u>331,800</u>	<u>375,100</u>

	1 4 4				<u>376,000</u>		
	1 4 5				<u>376,500</u>		
	1 4 6				<u>376,900</u>		
	1 4 7				<u>377,300</u>		
	1 4 8				<u>377,700</u>		
	1 4 9				<u>378,200</u>		
	1 5 0				<u>378,600</u>		
	1 5 1				<u>378,900</u>		
	1 5 2				<u>379,300</u>		
	1 5 3				<u>379,800</u>		
	1 5 4				<u>380,200</u>		
	1 5 5				<u>380,600</u>		
	1 5 6				<u>381,000</u>		
	1 5 7				<u>381,500</u>		
定年前再 任用短時 間勤務職 員		<u>193,000</u>	<u>219,600</u>	<u>248,100</u>	<u>261,700</u>	<u>287,300</u>	<u>328,400</u>

備考 (略)

医療職給料表 (三)

職員の区 分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職		円	円	円	円	円	円
	1	<u>207,700</u>	<u>240,600</u>	<u>281,800</u>	<u>295,200</u>	<u>319,300</u>	<u>362,000</u>
	2	<u>209,600</u>	<u>242,800</u>	<u>282,300</u>	<u>295,800</u>	<u>320,300</u>	<u>363,700</u>

員以外の 職員	3	<u>225,400</u>	<u>259,000</u>	<u>294,900</u>	<u>308,300</u>	<u>332,800</u>	<u>376,800</u>
	4	<u>227,100</u>	<u>261,200</u>	<u>295,400</u>	<u>308,800</u>	<u>333,700</u>	<u>378,500</u>
	5	<u>228,800</u>	<u>263,400</u>	<u>295,800</u>	<u>309,300</u>	<u>334,700</u>	<u>380,300</u>
	6	<u>230,700</u>	<u>264,400</u>	<u>296,300</u>	<u>309,800</u>	<u>335,900</u>	<u>382,300</u>
	7	<u>232,500</u>	<u>265,200</u>	<u>296,800</u>	<u>310,400</u>	<u>337,100</u>	<u>384,300</u>
	8	<u>234,200</u>	<u>266,100</u>	<u>297,200</u>	<u>310,800</u>	<u>338,300</u>	<u>386,300</u>
	9	<u>235,900</u>	<u>266,900</u>	<u>297,600</u>	<u>311,300</u>	<u>339,200</u>	<u>388,000</u>
	1 0	<u>237,800</u>	<u>268,000</u>	<u>298,100</u>	<u>311,800</u>	<u>340,400</u>	<u>390,100</u>
	1 1	<u>239,700</u>	<u>269,100</u>	<u>298,600</u>	<u>312,400</u>	<u>341,500</u>	<u>392,200</u>
	1 2	<u>241,600</u>	<u>270,000</u>	<u>299,100</u>	<u>312,900</u>	<u>342,600</u>	<u>394,200</u>
	1 3	<u>243,400</u>	<u>270,800</u>	<u>299,500</u>	<u>313,300</u>	<u>343,600</u>	<u>396,100</u>
	1 4	<u>245,400</u>	<u>271,500</u>	<u>300,000</u>	<u>313,900</u>	<u>344,700</u>	<u>397,700</u>
	1 5	<u>247,400</u>	<u>272,200</u>	<u>300,400</u>	<u>314,600</u>	<u>345,800</u>	<u>399,500</u>
	1 6	<u>249,400</u>	<u>273,000</u>	<u>300,900</u>	<u>315,200</u>	<u>346,900</u>	<u>401,300</u>
	1 7	<u>251,400</u>	<u>274,100</u>	<u>301,400</u>	<u>315,800</u>	<u>348,000</u>	<u>403,000</u>
	1 8	<u>253,400</u>	<u>275,000</u>	<u>301,800</u>	<u>316,700</u>	<u>349,100</u>	<u>404,700</u>
	1 9	<u>255,500</u>	<u>275,900</u>	<u>302,300</u>	<u>317,500</u>	<u>350,200</u>	<u>406,700</u>
	2 0	<u>257,500</u>	<u>276,800</u>	<u>302,700</u>	<u>318,400</u>	<u>351,300</u>	<u>408,400</u>
	2 1	<u>259,400</u>	<u>277,800</u>	<u>303,200</u>	<u>319,200</u>	<u>352,400</u>	<u>410,100</u>
	2 2	<u>260,600</u>	<u>278,800</u>	<u>303,600</u>	<u>320,100</u>	<u>353,600</u>	<u>411,800</u>
	2 3	<u>261,700</u>	<u>279,700</u>	<u>304,100</u>	<u>321,000</u>	<u>354,700</u>	<u>413,600</u>
	2 4	<u>262,800</u>	<u>280,700</u>	<u>304,500</u>	<u>321,800</u>	<u>355,800</u>	<u>415,400</u>
	2 5	<u>263,900</u>	<u>281,500</u>	<u>305,000</u>	<u>322,600</u>	<u>356,800</u>	<u>417,000</u>
	2 6	<u>264,700</u>	<u>282,400</u>	<u>305,600</u>	<u>323,400</u>	<u>358,100</u>	<u>418,700</u>
	2 7	<u>265,600</u>	<u>283,300</u>	<u>306,300</u>	<u>324,300</u>	<u>359,400</u>	<u>420,500</u>
	2 8	<u>266,400</u>	<u>284,200</u>	<u>307,000</u>	<u>325,200</u>	<u>360,700</u>	<u>422,300</u>
員以外の 職員	3	<u>211,400</u>	<u>245,000</u>	<u>282,800</u>	<u>296,400</u>	<u>321,300</u>	<u>365,400</u>
	4	<u>213,100</u>	<u>247,200</u>	<u>283,300</u>	<u>296,900</u>	<u>322,300</u>	<u>367,100</u>
	5	<u>214,800</u>	<u>249,400</u>	<u>283,800</u>	<u>297,400</u>	<u>323,300</u>	<u>368,900</u>
	6	<u>216,700</u>	<u>250,400</u>	<u>284,300</u>	<u>298,000</u>	<u>324,500</u>	<u>370,900</u>
	7	<u>218,500</u>	<u>251,300</u>	<u>284,800</u>	<u>298,600</u>	<u>325,700</u>	<u>372,900</u>
	8	<u>220,200</u>	<u>252,200</u>	<u>285,300</u>	<u>299,100</u>	<u>326,900</u>	<u>374,900</u>
	9	<u>221,900</u>	<u>253,100</u>	<u>285,800</u>	<u>299,600</u>	<u>328,000</u>	<u>376,600</u>
	1 0	<u>223,900</u>	<u>254,300</u>	<u>286,300</u>	<u>300,200</u>	<u>329,200</u>	<u>378,700</u>
	1 1	<u>225,800</u>	<u>255,400</u>	<u>286,800</u>	<u>300,800</u>	<u>330,300</u>	<u>380,800</u>
	1 2	<u>227,700</u>	<u>256,300</u>	<u>287,300</u>	<u>301,300</u>	<u>331,400</u>	<u>382,800</u>
	1 3	<u>229,600</u>	<u>257,100</u>	<u>287,800</u>	<u>301,800</u>	<u>332,500</u>	<u>384,700</u>
	1 4	<u>231,600</u>	<u>257,800</u>	<u>288,300</u>	<u>302,500</u>	<u>333,700</u>	<u>386,300</u>
	1 5	<u>233,600</u>	<u>258,500</u>	<u>288,800</u>	<u>303,200</u>	<u>334,800</u>	<u>388,100</u>
	1 6	<u>235,600</u>	<u>259,400</u>	<u>289,300</u>	<u>303,900</u>	<u>335,900</u>	<u>389,900</u>
	1 7	<u>237,600</u>	<u>260,500</u>	<u>289,800</u>	<u>304,600</u>	<u>337,000</u>	<u>391,600</u>
	1 8	<u>239,600</u>	<u>261,600</u>	<u>290,300</u>	<u>305,500</u>	<u>338,200</u>	<u>393,300</u>
	1 9	<u>241,700</u>	<u>262,700</u>	<u>290,800</u>	<u>306,400</u>	<u>339,300</u>	<u>395,200</u>
	2 0	<u>243,700</u>	<u>263,800</u>	<u>291,300</u>	<u>307,300</u>	<u>340,400</u>	<u>396,900</u>
	2 1	<u>245,600</u>	<u>264,900</u>	<u>291,800</u>	<u>308,100</u>	<u>341,500</u>	<u>398,600</u>
	2 2	<u>246,800</u>	<u>266,000</u>	<u>292,300</u>	<u>309,000</u>	<u>342,700</u>	<u>400,300</u>
	2 3	<u>248,000</u>	<u>267,100</u>	<u>292,800</u>	<u>309,900</u>	<u>343,800</u>	<u>402,100</u>
	2 4	<u>249,100</u>	<u>268,200</u>	<u>293,300</u>	<u>310,800</u>	<u>344,900</u>	<u>403,800</u>
	2 5	<u>250,200</u>	<u>269,200</u>	<u>293,800</u>	<u>311,600</u>	<u>346,000</u>	<u>405,400</u>
	2 6	<u>251,100</u>	<u>270,300</u>	<u>294,400</u>	<u>312,500</u>	<u>347,300</u>	<u>407,100</u>
	2 7	<u>252,000</u>	<u>271,400</u>	<u>295,200</u>	<u>313,400</u>	<u>348,600</u>	<u>408,900</u>
	2 8	<u>252,900</u>	<u>272,400</u>	<u>296,000</u>	<u>314,300</u>	<u>349,900</u>	<u>410,700</u>

2 9	<u>267, 200</u>	<u>285, 200</u>	<u>307, 700</u>	<u>325, 900</u>	<u>361, 900</u>	<u>423, 800</u>
3 0	<u>267, 900</u>	<u>285, 900</u>	<u>308, 400</u>	<u>327, 000</u>	<u>363, 400</u>	<u>425, 300</u>
3 1	<u>268, 600</u>	<u>286, 600</u>	<u>309, 100</u>	<u>328, 100</u>	<u>364, 900</u>	<u>426, 800</u>
3 2	<u>269, 300</u>	<u>287, 300</u>	<u>309, 900</u>	<u>329, 100</u>	<u>366, 400</u>	<u>428, 100</u>
3 3	<u>270, 100</u>	<u>287, 900</u>	<u>310, 600</u>	<u>330, 200</u>	<u>367, 600</u>	<u>429, 300</u>
3 4	<u>270, 700</u>	<u>288, 500</u>	<u>311, 400</u>	<u>331, 200</u>	<u>369, 100</u>	<u>430, 400</u>
3 5	<u>271, 300</u>	<u>289, 000</u>	<u>312, 100</u>	<u>332, 300</u>	<u>370, 500</u>	<u>431, 600</u>
3 6	<u>271, 800</u>	<u>289, 400</u>	<u>312, 800</u>	<u>333, 400</u>	<u>371, 900</u>	<u>432, 800</u>
3 7	<u>272, 400</u>	<u>289, 800</u>	<u>313, 500</u>	<u>334, 500</u>	<u>373, 300</u>	<u>434, 100</u>
3 8	<u>273, 100</u>	<u>290, 400</u>	<u>314, 300</u>	<u>335, 600</u>	<u>374, 300</u>	<u>435, 200</u>
3 9	<u>273, 800</u>	<u>290, 900</u>	<u>315, 100</u>	<u>336, 700</u>	<u>375, 700</u>	<u>436, 400</u>
4 0	<u>274, 500</u>	<u>291, 300</u>	<u>315, 900</u>	<u>337, 800</u>	<u>377, 000</u>	<u>437, 600</u>
4 1	<u>275, 200</u>	<u>291, 700</u>	<u>316, 500</u>	<u>338, 600</u>	<u>378, 300</u>	<u>438, 800</u>
4 2	<u>275, 800</u>	<u>292, 200</u>	<u>317, 400</u>	<u>339, 700</u>	<u>379, 700</u>	<u>439, 800</u>
4 3	<u>276, 500</u>	<u>292, 600</u>	<u>318, 400</u>	<u>340, 800</u>	<u>381, 000</u>	<u>440, 900</u>
4 4	<u>277, 100</u>	<u>293, 100</u>	<u>319, 300</u>	<u>341, 800</u>	<u>382, 300</u>	<u>442, 000</u>
4 5	<u>277, 900</u>	<u>293, 600</u>	<u>320, 100</u>	<u>342, 700</u>	<u>383, 800</u>	<u>443, 000</u>
4 6	<u>278, 600</u>	<u>294, 000</u>	<u>321, 100</u>	<u>343, 600</u>	<u>385, 000</u>	<u>443, 500</u>
4 7	<u>279, 300</u>	<u>294, 500</u>	<u>322, 100</u>	<u>344, 600</u>	<u>386, 100</u>	<u>444, 000</u>
4 8	<u>279, 900</u>	<u>294, 900</u>	<u>323, 000</u>	<u>345, 600</u>	<u>387, 300</u>	<u>444, 400</u>
4 9	<u>280, 400</u>	<u>295, 400</u>	<u>323, 900</u>	<u>346, 800</u>	<u>388, 400</u>	<u>445, 000</u>
5 0	<u>280, 900</u>	<u>295, 800</u>	<u>324, 800</u>	<u>348, 100</u>	<u>389, 300</u>	<u>445, 500</u>
5 1	<u>281, 300</u>	<u>296, 300</u>	<u>325, 800</u>	<u>349, 300</u>	<u>390, 300</u>	<u>445, 900</u>
5 2	<u>281, 700</u>	<u>296, 800</u>	<u>326, 800</u>	<u>350, 500</u>	<u>391, 200</u>	<u>446, 400</u>
5 3	<u>282, 000</u>	<u>297, 200</u>	<u>327, 600</u>	<u>351, 400</u>	<u>391, 800</u>	<u>446, 900</u>
5 4	<u>282, 500</u>	<u>297, 600</u>	<u>328, 500</u>	<u>352, 600</u>	<u>392, 600</u>	<u>447, 300</u>

2 9	<u>253, 700</u>	<u>273, 400</u>	<u>296, 700</u>	<u>315, 100</u>	<u>351, 100</u>	<u>412, 200</u>
3 0	<u>254, 500</u>	<u>274, 100</u>	<u>297, 500</u>	<u>316, 200</u>	<u>352, 600</u>	<u>413, 700</u>
3 1	<u>255, 200</u>	<u>274, 800</u>	<u>298, 300</u>	<u>317, 300</u>	<u>354, 100</u>	<u>415, 200</u>
3 2	<u>255, 900</u>	<u>275, 500</u>	<u>299, 100</u>	<u>318, 400</u>	<u>355, 600</u>	<u>416, 500</u>
3 3	<u>256, 700</u>	<u>276, 200</u>	<u>299, 800</u>	<u>319, 500</u>	<u>356, 800</u>	<u>417, 600</u>
3 4	<u>257, 500</u>	<u>276, 800</u>	<u>300, 600</u>	<u>320, 600</u>	<u>358, 300</u>	<u>418, 700</u>
3 5	<u>258, 300</u>	<u>277, 300</u>	<u>301, 400</u>	<u>321, 700</u>	<u>359, 700</u>	<u>419, 800</u>
3 6	<u>259, 000</u>	<u>277, 800</u>	<u>302, 100</u>	<u>322, 800</u>	<u>361, 100</u>	<u>421, 000</u>
3 7	<u>259, 700</u>	<u>278, 300</u>	<u>302, 900</u>	<u>323, 900</u>	<u>362, 500</u>	<u>422, 300</u>
3 8	<u>260, 600</u>	<u>278, 900</u>	<u>303, 700</u>	<u>325, 100</u>	<u>363, 500</u>	<u>423, 400</u>
3 9	<u>261, 500</u>	<u>279, 400</u>	<u>304, 500</u>	<u>326, 200</u>	<u>364, 900</u>	<u>424, 600</u>
4 0	<u>262, 300</u>	<u>279, 900</u>	<u>305, 300</u>	<u>327, 300</u>	<u>366, 200</u>	<u>425, 700</u>
4 1	<u>263, 100</u>	<u>280, 300</u>	<u>306, 000</u>	<u>328, 100</u>	<u>367, 500</u>	<u>426, 900</u>
4 2	<u>264, 000</u>	<u>280, 800</u>	<u>307, 000</u>	<u>329, 200</u>	<u>368, 900</u>	<u>427, 900</u>
4 3	<u>264, 800</u>	<u>281, 300</u>	<u>308, 000</u>	<u>330, 300</u>	<u>370, 200</u>	<u>429, 000</u>
4 4	<u>265, 600</u>	<u>281, 800</u>	<u>308, 900</u>	<u>331, 300</u>	<u>371, 500</u>	<u>430, 100</u>
4 5	<u>266, 400</u>	<u>282, 300</u>	<u>309, 800</u>	<u>332, 300</u>	<u>373, 000</u>	<u>431, 100</u>
4 6	<u>267, 100</u>	<u>282, 800</u>	<u>310, 800</u>	<u>333, 300</u>	<u>374, 200</u>	<u>431, 600</u>
4 7	<u>267, 800</u>	<u>283, 300</u>	<u>311, 800</u>	<u>334, 300</u>	<u>375, 300</u>	<u>432, 200</u>
4 8	<u>268, 400</u>	<u>283, 800</u>	<u>312, 700</u>	<u>335, 300</u>	<u>376, 500</u>	<u>432, 600</u>
4 9	<u>269, 000</u>	<u>284, 300</u>	<u>313, 600</u>	<u>336, 500</u>	<u>377, 600</u>	<u>433, 200</u>
5 0	<u>269, 500</u>	<u>284, 800</u>	<u>314, 600</u>	<u>337, 800</u>	<u>378, 500</u>	<u>433, 700</u>
5 1	<u>270, 000</u>	<u>285, 300</u>	<u>315, 600</u>	<u>339, 000</u>	<u>379, 500</u>	<u>434, 100</u>
5 2	<u>270, 400</u>	<u>285, 800</u>	<u>316, 600</u>	<u>340, 200</u>	<u>380, 400</u>	<u>434, 600</u>
5 3	<u>270, 800</u>	<u>286, 300</u>	<u>317, 400</u>	<u>341, 100</u>	<u>381, 000</u>	<u>435, 100</u>
5 4	<u>271, 300</u>	<u>286, 800</u>	<u>318, 400</u>	<u>342, 300</u>	<u>381, 800</u>	<u>435, 500</u>

5 5	<u>282,900</u>	<u>298,100</u>	<u>329,500</u>	<u>353,700</u>	<u>393,400</u>	<u>447,600</u>
5 6	<u>283,300</u>	<u>298,500</u>	<u>330,400</u>	<u>355,000</u>	<u>394,200</u>	<u>447,900</u>
5 7	<u>283,700</u>	<u>299,000</u>	<u>331,300</u>	<u>356,000</u>	<u>394,900</u>	<u>448,300</u>
5 8	<u>284,100</u>	<u>299,700</u>	<u>332,200</u>	<u>356,900</u>	<u>395,600</u>	
5 9	<u>284,400</u>	<u>300,400</u>	<u>333,200</u>	<u>358,000</u>	<u>396,300</u>	
6 0	<u>284,700</u>	<u>301,100</u>	<u>334,100</u>	<u>359,200</u>	<u>396,900</u>	
6 1	<u>285,100</u>	<u>301,800</u>	<u>335,000</u>	<u>360,300</u>	<u>397,500</u>	
6 2	<u>285,500</u>	<u>302,700</u>	<u>336,100</u>	<u>361,500</u>	<u>398,100</u>	
6 3	<u>285,900</u>	<u>303,600</u>	<u>337,300</u>	<u>362,700</u>	<u>398,800</u>	
6 4	<u>286,200</u>	<u>304,300</u>	<u>338,500</u>	<u>363,700</u>	<u>399,400</u>	
6 5	<u>286,500</u>	<u>305,000</u>	<u>339,200</u>	<u>364,700</u>	<u>400,100</u>	
6 6	<u>286,900</u>	<u>305,900</u>	<u>340,300</u>	<u>365,700</u>	<u>400,600</u>	
6 7	<u>287,300</u>	<u>306,700</u>	<u>341,400</u>	<u>366,800</u>	<u>401,200</u>	
6 8	<u>287,600</u>	<u>307,500</u>	<u>342,300</u>	<u>367,900</u>	<u>401,700</u>	
6 9	<u>288,000</u>	<u>308,200</u>	<u>343,400</u>	<u>368,700</u>	<u>402,100</u>	
7 0	<u>288,500</u>	<u>309,100</u>	<u>344,100</u>	<u>369,800</u>	<u>402,700</u>	
7 1	<u>288,900</u>	<u>310,000</u>	<u>345,200</u>	<u>370,900</u>	<u>403,100</u>	
7 2	<u>289,200</u>	<u>310,800</u>	<u>346,300</u>	<u>371,900</u>	<u>403,400</u>	
7 3	<u>289,600</u>	<u>311,700</u>	<u>347,400</u>	<u>372,600</u>	<u>403,700</u>	
7 4	<u>290,100</u>	<u>312,500</u>	<u>348,600</u>	<u>373,400</u>	<u>404,200</u>	
7 5	<u>290,600</u>	<u>313,400</u>	<u>349,700</u>	<u>374,200</u>	<u>404,600</u>	
7 6	<u>291,100</u>	<u>314,300</u>	<u>350,800</u>	<u>374,900</u>	<u>404,900</u>	
7 7	<u>291,600</u>	<u>315,100</u>	<u>351,900</u>	<u>375,500</u>	<u>405,200</u>	
7 8	<u>292,100</u>	<u>316,000</u>	<u>353,000</u>	<u>376,000</u>	<u>405,700</u>	
7 9	<u>292,700</u>	<u>317,000</u>	<u>354,000</u>	<u>376,500</u>	<u>406,200</u>	
8 0	<u>293,100</u>	<u>317,900</u>	<u>355,100</u>	<u>377,000</u>	<u>406,600</u>	

5 5	<u>271,800</u>	<u>287,300</u>	<u>319,400</u>	<u>343,400</u>	<u>382,600</u>	<u>435,800</u>
5 6	<u>272,200</u>	<u>287,800</u>	<u>320,300</u>	<u>344,700</u>	<u>383,400</u>	<u>436,100</u>
5 7	<u>272,600</u>	<u>288,300</u>	<u>321,200</u>	<u>345,700</u>	<u>384,100</u>	<u>436,500</u>
5 8	<u>273,000</u>	<u>289,100</u>	<u>322,200</u>	<u>346,600</u>	<u>384,800</u>	
5 9	<u>273,400</u>	<u>289,900</u>	<u>323,200</u>	<u>347,700</u>	<u>385,500</u>	
6 0	<u>273,800</u>	<u>290,600</u>	<u>324,100</u>	<u>348,900</u>	<u>386,100</u>	
6 1	<u>274,200</u>	<u>291,300</u>	<u>325,000</u>	<u>350,000</u>	<u>386,700</u>	
6 2	<u>274,600</u>	<u>292,200</u>	<u>326,200</u>	<u>351,200</u>	<u>387,300</u>	
6 3	<u>275,000</u>	<u>293,100</u>	<u>327,400</u>	<u>352,400</u>	<u>388,000</u>	
6 4	<u>275,400</u>	<u>293,900</u>	<u>328,600</u>	<u>353,400</u>	<u>388,600</u>	
6 5	<u>275,800</u>	<u>294,700</u>	<u>329,300</u>	<u>354,400</u>	<u>389,300</u>	
6 6	<u>276,200</u>	<u>295,600</u>	<u>330,400</u>	<u>355,400</u>	<u>389,800</u>	
6 7	<u>276,600</u>	<u>296,400</u>	<u>331,500</u>	<u>356,500</u>	<u>390,400</u>	
6 8	<u>277,000</u>	<u>297,200</u>	<u>332,400</u>	<u>357,600</u>	<u>390,900</u>	
6 9	<u>277,400</u>	<u>298,000</u>	<u>333,500</u>	<u>358,400</u>	<u>391,300</u>	
7 0	<u>277,900</u>	<u>298,900</u>	<u>334,200</u>	<u>359,500</u>	<u>391,900</u>	
7 1	<u>278,400</u>	<u>299,800</u>	<u>335,300</u>	<u>360,600</u>	<u>392,400</u>	
7 2	<u>278,800</u>	<u>300,700</u>	<u>336,400</u>	<u>361,600</u>	<u>392,700</u>	
7 3	<u>279,200</u>	<u>301,600</u>	<u>337,500</u>	<u>362,300</u>	<u>393,000</u>	
7 4	<u>279,800</u>	<u>302,500</u>	<u>338,700</u>	<u>363,100</u>	<u>393,500</u>	
7 5	<u>280,400</u>	<u>303,400</u>	<u>339,800</u>	<u>363,900</u>	<u>393,900</u>	
7 6	<u>280,900</u>	<u>304,300</u>	<u>340,900</u>	<u>364,600</u>	<u>394,200</u>	
7 7	<u>281,400</u>	<u>305,100</u>	<u>342,000</u>	<u>365,200</u>	<u>394,500</u>	
7 8	<u>282,000</u>	<u>306,100</u>	<u>343,100</u>	<u>365,700</u>	<u>395,000</u>	
7 9	<u>282,600</u>	<u>307,100</u>	<u>344,100</u>	<u>366,200</u>	<u>395,500</u>	
8 0	<u>283,100</u>	<u>308,000</u>	<u>345,200</u>	<u>366,700</u>	<u>395,900</u>	

8 1	<u>293,600</u>	<u>318,400</u>	<u>356,000</u>	<u>377,600</u>	<u>406,900</u>	
8 2	<u>294,000</u>	<u>319,200</u>	<u>357,000</u>	<u>378,100</u>	<u>407,300</u>	
8 3	<u>294,500</u>	<u>320,100</u>	<u>357,900</u>	<u>378,600</u>	<u>407,800</u>	
8 4	<u>295,000</u>	<u>320,900</u>	<u>358,900</u>	<u>379,100</u>	<u>408,200</u>	
8 5	<u>295,400</u>	<u>321,700</u>	<u>359,800</u>	<u>379,500</u>	<u>408,600</u>	
8 6	<u>295,800</u>	<u>322,600</u>	<u>360,600</u>	<u>379,900</u>	<u>408,900</u>	
8 7	<u>296,300</u>	<u>323,600</u>	<u>361,400</u>	<u>380,500</u>	<u>409,100</u>	
8 8	<u>296,800</u>	<u>324,600</u>	<u>362,200</u>	<u>381,000</u>	<u>409,400</u>	
8 9	<u>297,200</u>	<u>325,500</u>	<u>362,800</u>	<u>381,300</u>	<u>409,800</u>	
9 0	<u>297,700</u>	<u>326,500</u>	<u>363,400</u>	<u>381,800</u>	<u>410,100</u>	
9 1	<u>298,200</u>	<u>327,500</u>	<u>364,000</u>	<u>382,100</u>	<u>410,400</u>	
9 2	<u>298,700</u>	<u>328,500</u>	<u>364,600</u>	<u>382,400</u>	<u>410,600</u>	
9 3	<u>299,200</u>	<u>329,300</u>	<u>365,000</u>	<u>383,000</u>	<u>410,700</u>	
9 4	<u>299,600</u>	<u>330,000</u>	<u>365,400</u>	<u>383,500</u>	<u>410,900</u>	
9 5	<u>300,100</u>	<u>330,700</u>	<u>365,900</u>	<u>384,000</u>	<u>411,200</u>	
9 6	<u>300,700</u>	<u>331,300</u>	<u>366,300</u>	<u>384,500</u>	<u>411,400</u>	
9 7	<u>301,300</u>	<u>331,800</u>	<u>366,800</u>	<u>385,100</u>	<u>411,600</u>	
9 8	<u>301,800</u>	<u>332,100</u>	<u>367,200</u>	<u>385,600</u>	<u>411,700</u>	
9 9	<u>302,300</u>	<u>332,600</u>	<u>367,700</u>	<u>386,100</u>	<u>411,800</u>	
1 0 0	<u>302,800</u>	<u>333,200</u>	<u>368,100</u>	<u>386,500</u>	<u>411,900</u>	
1 0 1	<u>303,200</u>	<u>333,600</u>	<u>368,400</u>	<u>387,100</u>	<u>412,000</u>	
1 0 2	<u>303,700</u>	<u>334,100</u>	<u>368,900</u>	<u>387,600</u>	<u>412,100</u>	
1 0 3	<u>304,100</u>	<u>334,700</u>	<u>369,200</u>	<u>388,100</u>	<u>412,200</u>	
1 0 4	<u>304,500</u>	<u>335,200</u>	<u>369,500</u>	<u>388,600</u>	<u>412,300</u>	
1 0 5	<u>304,900</u>	<u>335,600</u>	<u>369,900</u>	<u>389,200</u>	<u>412,400</u>	
1 0 6	<u>305,300</u>	<u>336,100</u>	<u>370,400</u>	<u>389,600</u>	<u>412,500</u>	

8 1	<u>283,600</u>	<u>308,500</u>	<u>346,100</u>	<u>367,300</u>	<u>396,200</u>	
8 2	<u>284,100</u>	<u>309,400</u>	<u>347,100</u>	<u>367,800</u>	<u>396,600</u>	
8 3	<u>284,600</u>	<u>310,300</u>	<u>348,000</u>	<u>368,300</u>	<u>397,100</u>	
8 4	<u>285,100</u>	<u>311,100</u>	<u>349,000</u>	<u>368,800</u>	<u>397,500</u>	
8 5	<u>285,600</u>	<u>311,900</u>	<u>349,900</u>	<u>369,200</u>	<u>397,900</u>	
8 6	<u>286,100</u>	<u>312,900</u>	<u>350,700</u>	<u>369,600</u>	<u>398,300</u>	
8 7	<u>286,600</u>	<u>313,900</u>	<u>351,500</u>	<u>370,200</u>	<u>398,800</u>	
8 8	<u>287,100</u>	<u>314,900</u>	<u>352,300</u>	<u>370,700</u>	<u>399,200</u>	
8 9	<u>287,600</u>	<u>315,800</u>	<u>352,900</u>	<u>371,000</u>	<u>399,600</u>	
9 0	<u>288,100</u>	<u>316,900</u>	<u>353,500</u>	<u>371,500</u>	<u>400,000</u>	
9 1	<u>288,600</u>	<u>317,900</u>	<u>354,100</u>	<u>371,900</u>	<u>400,500</u>	
9 2	<u>289,100</u>	<u>318,900</u>	<u>354,700</u>	<u>372,200</u>	<u>400,900</u>	
9 3	<u>289,600</u>	<u>319,700</u>	<u>355,100</u>	<u>372,800</u>	<u>401,300</u>	
9 4	<u>290,200</u>	<u>320,400</u>	<u>355,500</u>	<u>373,300</u>	<u>401,700</u>	
9 5	<u>290,800</u>	<u>321,100</u>	<u>356,000</u>	<u>373,800</u>	<u>402,200</u>	
9 6	<u>291,400</u>	<u>321,700</u>	<u>356,400</u>	<u>374,300</u>	<u>402,600</u>	
9 7	<u>292,000</u>	<u>322,200</u>	<u>356,900</u>	<u>374,900</u>	<u>403,000</u>	
9 8	<u>292,500</u>	<u>322,500</u>	<u>357,300</u>	<u>375,400</u>	<u>403,400</u>	
9 9	<u>293,000</u>	<u>323,100</u>	<u>357,800</u>	<u>375,900</u>	<u>403,900</u>	
1 0 0	<u>293,500</u>	<u>323,700</u>	<u>358,200</u>	<u>376,300</u>	<u>404,300</u>	
1 0 1	<u>294,000</u>	<u>324,100</u>	<u>358,500</u>	<u>376,900</u>	<u>404,700</u>	
1 0 2	<u>294,500</u>	<u>324,700</u>	<u>359,000</u>	<u>377,400</u>	<u>405,100</u>	
1 0 3	<u>295,000</u>	<u>325,300</u>	<u>359,400</u>	<u>377,900</u>	<u>405,600</u>	
1 0 4	<u>295,400</u>	<u>325,800</u>	<u>359,700</u>	<u>378,400</u>	<u>406,000</u>	
1 0 5	<u>295,800</u>	<u>326,200</u>	<u>360,100</u>	<u>379,000</u>	<u>406,400</u>	
1 0 6	<u>296,300</u>	<u>326,700</u>	<u>360,600</u>	<u>379,400</u>	<u>406,800</u>	

1 0 7	<u>305,700</u>	<u>336,600</u>	<u>370,900</u>	<u>390,100</u>	<u>412,600</u>	
1 0 8	<u>306,000</u>	<u>337,100</u>	<u>371,400</u>	<u>390,600</u>	<u>412,700</u>	
1 0 9	<u>306,200</u>	<u>337,500</u>	<u>371,900</u>	<u>391,200</u>	<u>412,800</u>	
1 1 0	<u>306,500</u>	<u>337,800</u>	<u>372,400</u>	<u>391,600</u>	<u>412,900</u>	
1 1 1	<u>306,700</u>	<u>338,100</u>	<u>372,900</u>	<u>392,100</u>	<u>413,000</u>	
1 1 2	<u>307,000</u>	<u>338,400</u>	<u>373,300</u>	<u>392,600</u>	<u>413,100</u>	
1 1 3	<u>307,300</u>	<u>338,700</u>	<u>373,700</u>	<u>393,200</u>		
1 1 4	<u>307,500</u>	<u>339,100</u>	<u>374,100</u>	<u>393,600</u>		
1 1 5	<u>307,800</u>	<u>339,400</u>	<u>374,600</u>	<u>394,100</u>		
1 1 6	<u>308,000</u>	<u>339,700</u>	<u>375,100</u>	<u>394,600</u>		
1 1 7	<u>308,300</u>	<u>339,900</u>	<u>375,500</u>	<u>395,200</u>		
1 1 8	<u>308,500</u>	<u>340,200</u>	<u>376,000</u>	<u>395,600</u>		
1 1 9	<u>308,800</u>	<u>340,500</u>	<u>376,500</u>	<u>396,100</u>		
1 2 0	<u>309,100</u>	<u>340,700</u>	<u>377,000</u>	<u>396,600</u>		
1 2 1	<u>309,400</u>	<u>340,900</u>	<u>377,300</u>	<u>397,200</u>		
1 2 2	<u>309,700</u>	<u>341,200</u>	<u>377,500</u>	<u>397,600</u>		
1 2 3	<u>310,000</u>	<u>341,500</u>	<u>377,700</u>	<u>398,100</u>		
1 2 4	<u>310,300</u>	<u>341,800</u>	<u>377,900</u>	<u>398,600</u>		
1 2 5	<u>310,500</u>	<u>342,000</u>	<u>378,100</u>	<u>399,200</u>		
1 2 6	<u>310,700</u>	<u>342,300</u>		<u>399,600</u>		
1 2 7	<u>311,000</u>	<u>342,600</u>		<u>400,100</u>		
1 2 8	<u>311,400</u>	<u>342,800</u>		<u>400,600</u>		
1 2 9	<u>311,600</u>	<u>343,000</u>		<u>401,200</u>		
1 3 0	<u>311,900</u>	<u>343,200</u>		<u>401,600</u>		
1 3 1	<u>312,200</u>	<u>343,500</u>		<u>402,100</u>		
1 3 2	<u>312,600</u>	<u>343,700</u>				

1 0 7	<u>296,800</u>	<u>327,200</u>	<u>361,100</u>	<u>379,900</u>	<u>407,300</u>	
1 0 8	<u>297,100</u>	<u>327,700</u>	<u>361,600</u>	<u>380,400</u>	<u>407,700</u>	
1 0 9	<u>297,300</u>	<u>328,100</u>	<u>362,100</u>	<u>381,000</u>	<u>408,100</u>	
1 1 0	<u>297,600</u>	<u>328,500</u>	<u>362,600</u>	<u>381,400</u>	<u>408,500</u>	
1 1 1	<u>297,800</u>	<u>328,800</u>	<u>363,100</u>	<u>381,900</u>	<u>409,000</u>	
1 1 2	<u>298,100</u>	<u>329,100</u>	<u>363,500</u>	<u>382,400</u>	<u>409,400</u>	
1 1 3	<u>298,400</u>	<u>329,400</u>	<u>363,900</u>	<u>383,000</u>		
1 1 4	<u>298,600</u>	<u>329,800</u>	<u>364,300</u>	<u>383,400</u>		
1 1 5	<u>298,900</u>	<u>330,100</u>	<u>364,800</u>	<u>383,900</u>		
1 1 6	<u>299,100</u>	<u>330,400</u>	<u>365,300</u>	<u>384,400</u>		
1 1 7	<u>299,400</u>	<u>330,600</u>	<u>365,700</u>	<u>385,000</u>		
1 1 8	<u>299,700</u>	<u>330,900</u>	<u>366,200</u>	<u>385,400</u>		
1 1 9	<u>300,000</u>	<u>331,200</u>	<u>366,700</u>	<u>385,900</u>		
1 2 0	<u>300,300</u>	<u>331,400</u>	<u>367,200</u>	<u>386,400</u>		
1 2 1	<u>300,600</u>	<u>331,600</u>	<u>367,500</u>	<u>387,000</u>		
1 2 2	<u>301,000</u>	<u>331,900</u>	<u>368,000</u>	<u>387,400</u>		
1 2 3	<u>301,300</u>	<u>332,200</u>	<u>368,500</u>	<u>387,900</u>		
1 2 4	<u>301,600</u>	<u>332,500</u>	<u>369,000</u>	<u>388,400</u>		
1 2 5	<u>301,800</u>	<u>332,700</u>	<u>369,300</u>	<u>389,000</u>		
1 2 6	<u>302,000</u>	<u>333,000</u>		<u>389,400</u>		
1 2 7	<u>302,300</u>	<u>333,400</u>		<u>389,900</u>		
1 2 8	<u>302,700</u>	<u>333,600</u>		<u>390,400</u>		
1 2 9	<u>302,900</u>	<u>333,800</u>		<u>391,000</u>		
1 3 0	<u>303,200</u>	<u>334,000</u>		<u>391,400</u>		
1 3 1	<u>303,600</u>	<u>334,400</u>		<u>391,900</u>		
1 3 2	<u>304,000</u>	<u>334,600</u>				

1 3 3	<u>312,800</u>	<u>344,000</u>					1 3 3	<u>304,200</u>	<u>334,900</u>				
1 3 4	<u>313,100</u>	<u>344,400</u>					1 3 4	<u>304,500</u>	<u>335,300</u>				
1 3 5	<u>313,400</u>	<u>344,800</u>					1 3 5	<u>304,800</u>	<u>335,700</u>				
1 3 6	<u>313,700</u>	<u>345,200</u>					1 3 6	<u>305,100</u>	<u>336,100</u>				
1 3 7	<u>313,900</u>	<u>345,500</u>					1 3 7	<u>305,300</u>	<u>336,400</u>				
1 3 8	<u>314,200</u>	<u>345,900</u>					1 3 8	<u>305,600</u>	<u>336,800</u>				
1 3 9	<u>314,500</u>	<u>346,300</u>					1 3 9	<u>305,900</u>	<u>337,200</u>				
1 4 0	<u>314,800</u>	<u>346,700</u>					1 4 0	<u>306,200</u>	<u>337,600</u>				
1 4 1	<u>315,000</u>	<u>347,000</u>					1 4 1	<u>306,400</u>	<u>337,900</u>				
1 4 2	<u>315,300</u>	<u>347,400</u>					1 4 2	<u>306,800</u>	<u>338,300</u>				
1 4 3	<u>315,700</u>	<u>347,700</u>					1 4 3	<u>307,200</u>	<u>338,600</u>				
1 4 4	<u>316,000</u>	<u>348,100</u>					1 4 4	<u>307,500</u>	<u>339,000</u>				
1 4 5	<u>316,200</u>	<u>348,400</u>					1 4 5	<u>307,700</u>	<u>339,300</u>				
1 4 6	<u>316,400</u>	<u>348,800</u>					1 4 6	<u>307,900</u>	<u>339,700</u>				
1 4 7	<u>316,700</u>	<u>349,200</u>					1 4 7	<u>308,200</u>	<u>340,100</u>				
1 4 8	<u>317,000</u>	<u>349,600</u>					1 4 8	<u>308,600</u>	<u>340,500</u>				
1 4 9	<u>317,200</u>	<u>349,900</u>					1 4 9	<u>308,800</u>	<u>340,800</u>				
1 5 0	<u>317,400</u>	<u>350,300</u>					1 5 0	<u>309,000</u>	<u>341,200</u>				
1 5 1	<u>317,700</u>	<u>350,700</u>					1 5 1	<u>309,300</u>	<u>341,600</u>				
1 5 2	<u>318,000</u>	<u>351,100</u>					1 5 2	<u>309,600</u>	<u>342,000</u>				
1 5 3	<u>318,400</u>	<u>351,400</u>					1 5 3	<u>310,000</u>	<u>342,300</u>				
1 5 4	<u>318,600</u>						1 5 4	<u>310,200</u>					
1 5 5	<u>318,800</u>						1 5 5	<u>310,400</u>					
1 5 6	<u>319,100</u>						1 5 6	<u>310,700</u>					
1 5 7	<u>319,400</u>						1 5 7	<u>311,000</u>					
1 5 8	<u>319,700</u>						1 5 8	<u>311,300</u>					

	1 5 9	<u>320,000</u>								1 5 9	<u>311,600</u>						
	1 6 0	<u>320,300</u>								1 6 0	<u>311,900</u>						
	1 6 1	<u>320,700</u>								1 6 1	<u>312,300</u>						
	1 6 2	<u>321,000</u>								1 6 2	<u>312,600</u>						
	1 6 3	<u>321,300</u>								1 6 3	<u>312,900</u>						
	1 6 4	<u>321,600</u>								1 6 4	<u>313,200</u>						
	1 6 5	<u>322,000</u>								1 6 5	<u>313,600</u>						
	1 6 6	<u>322,300</u>								1 6 6	<u>313,900</u>						
	1 6 7	<u>322,600</u>								1 6 7	<u>314,200</u>						
	1 6 8	<u>322,900</u>								1 6 8	<u>314,500</u>						
	1 6 9	<u>323,300</u>								1 6 9	<u>314,900</u>						
定年前再 任用短時 間勤務職 員		<u>248,800</u>	<u>269,700</u>	<u>277,300</u>	<u>288,100</u>	<u>305,100</u>	<u>343,600</u>			定年前再 任用短時 間勤務職 員		<u>239,700</u>	<u>260,200</u>	<u>267,500</u>	<u>277,900</u>	<u>294,300</u>	<u>331,900</u>
備考（略）									備考（略）								

第2条 新城市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新	旧
(期末手当) 第20条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第20条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当

(1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。 4～6 (略) (勤勉手当) 第21条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額 3～5 (略)	該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。 4～6 (略) (勤勉手当) 第21条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額 3～5 (略)
--	---

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の新城市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日

から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の新城市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

理 由

この案を提出するのは、令和7年人事院勧告に準拠した措置を講ずるため必要があるからである。

第 1 4 2 号議案

新城市森林体験交流促進施設の設置及び管理に関する条例の廃止

新城市森林体験交流促進施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市森林体験交流促進施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

新城市森林体験交流促進施設の設置及び管理に関する条例（平成 1 7 年新城市条例第 1 4 7 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（新城市公の施設で長期かつ独占的な利用及び廃止を議会の議決に付すべきものに関する条例の一部改正）
- 2 新城市公の施設で長期かつ独占的な利用及び廃止を議会の議決に付すべきものに関する条例（平成 1 7 年新城市条例第 6 2 号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新		旧	
別表第 1（第 2 条関係）		別表第 1（第 2 条関係）	
（略）	（略）	（略）	（略）
新城休日診療所		新城休日診療所	<u>森林体験交流促進施設</u>
（略）	（略）	（略）	（略）
別表第 2（第 3 条関係）		別表第 2（第 3 条関係）	
（略）	（略）	（略）	（略）
西部福祉会館		西部福祉会館	<u>森林体験交流促進施設</u>
（略）	（略）	（略）	（略）

理 由

この案を提出するのは、新城市森林体験交流促進施設を廃止するため必要があるからである。

第 1 4 3 号議案

新城市営住宅管理条例の一部改正

新城市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市営住宅管理条例の一部を改正する条例

新城市営住宅管理条例（平成 1 7 年新城市条例第 1 8 0 号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新			旧		
別表（第 3 条関係）			別表（第 3 条関係）		
名称	位置	戸数	名称	位置	戸数
上市場西住宅から大野住宅までの項（略）			上市場西住宅から大野住宅までの項（略）		
芳ヶ入住宅	（略）	（略）	芳ヶ入住宅	（略）	（略）
川合住宅	新城市作手白鳥字セウホウ 1 番地 1	1 0 戸	和田住宅から城山ハイツまでの項（略）		
和田住宅から城山ハイツまでの項（略）			和田住宅から城山ハイツまでの項（略）		

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、川合住宅の市営住宅としての用途を廃止するため必要があるからである。

第 1 4 4 号議案

新城市基金条例の一部改正

新城市基金条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市基金条例の一部を改正する条例

新城市基金条例（令和 7 年新城市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新		旧	
別表第 1（第 2 条、第 8 条関係）		別表第 1（第 2 条、第 8 条関係）	
名称	設置目的	名称	設置目的
新城市財政調整基金から新城市もつくる新城維持管理基金までの項（略）		新城市財政調整基金から新城市もつくる新城維持管理基金までの項（略）	
新城市森づくり基金	（略）	新城市森づくり基金	（略）
		<u>新城市新型コロナウイルス感</u>	<u>新型コロナウイルス感染症の影響により融資を受けた中</u>
		<u>染症対策利子補給基金</u>	<u>小企業者の当該融資に係る利子の補給に充てるため。</u>
新城市コミュニティ・ビジネス推進基金及び新城市職員退職手当基金の項（略）		新城市コミュニティ・ビジネス推進基金及び新城市職員退職手当基金の項（略）	
新城市交通安全施策推進基金	（略）	新城市交通安全施策推進基金	（略）
<u>新城市営住宅維持管理基金</u>	<u>新城市営住宅の維持管理に万全を期すため。</u>		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、新城市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金を廃止し、新城市営住宅維持管理基金を設置するため必要があるからである。

第 1 4 5 号議案

新城市火災予防条例の一部改正

新城市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市火災予防条例の一部を改正する条例

新城市火災予防条例（平成 1 7 年新城市条例第 2 3 6 号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新	旧
目次 第 1 章～第 3 章の 2 （略） <u>第 3 章の 3 林野火災の予防（第 2 9 条の 8 ・ 第 2 9 条の 9 ）</u> 第 4 章～第 7 章 （略） 附則 <u>（簡易サウナ設備）</u> <u>第 7 条の 2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u> <u>（1） 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u> <u>（2） 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ</u>	目次 第 1 章～第 3 章の 2 （略） 〔新設〕 第 4 章～第 7 章 （略） 附則 〔新設〕

<u>設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。</u> <u>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。</u> （<u>一般</u>サウナ設備） 第7条の3 <u>一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）</u>の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。 （1） （略） （2） <u>一般</u>サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。 2 前項に規定するもののほか、<u>一般</u>サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。 （火災に関する警報の発令中における火の使用の制限） 第29条 火災に関する警報（<u>法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。</u>）が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。 （1）～（6） （略） 〔削除〕 （住宅における火災の予防の推進） 第29条の7 新城市、北設楽郡設楽町、同郡東栄町及び同郡豊根村は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。	（サウナ設備） 第7条の2 <u>サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）</u>の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。 （1） （略） （2） サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。 2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。 （火災に関する警報の発令中における火の使用の制限） 第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。 （1）～（6） （略） <u>（7） 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u> （住宅における火災の予防の推進） 第29条の7 新城市、北設楽郡設楽町、同郡東栄町及び同郡豊根村は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。
---	---

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、<u>感震ブレーカー</u>その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進 (2) (略) 2 (略) <u>第3章の3 林野火災の予防</u> <u>(林野火災に関する注意報)</u> <u>第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。</u> <u>2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。</u> <u>3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。</u> <u>(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</u> <u>第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。</u> (屋外催しに係る防火管理) 第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に前条第1項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。 (1) ・ (2) (略) (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに	(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進 (2) (略) 2 (略) <u>〔新設〕</u> <u>〔新設〕</u> <u>〔新設〕</u> (屋外催しに係る防火管理) 第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に前条第1項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。 (1) ・ (2) (略) (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに
--	--

類するもの（第４５条第１項において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。 （４）～（６）（略） ２（略） （火を使用する設備等の設置の届出） 第４４条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 （１）～（６）（略） <u>（６）の２ 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）</u> （７）<u>一般</u>サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。） （７）の２～（１５）（略） （火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出） 第４５条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 （１）火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 <u>（たき火を含む。）</u> （２）～（６）（略） <u>２ 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</u>	類するもの（第４５条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。 （４）～（６）（略） ２（略） （火を使用する設備等の設置の届出） 第４４条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 （１）～（６）（略） <u>〔新設〕</u> （７）サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。） （７）の２～（１５）（略） （火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出） 第４５条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 （１）火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 （２）～（６）（略） <u>〔新設〕</u>
---	--

附 則
（施行期日）

- この条例は、令和８年１月１日から施行する。ただし、第７条の２、第７条の３、第２９条の７及び第４４条の改正規定は、令和８年３月３１日から施行する。
（新城市火入れに関する条例の一部改正）
- 新城市火入れに関する条例（平成１７年新城市条例第１５１号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新	旧
(火入れの中止) 第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報<u>若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報（新城市火災予防条例（平成17年新城市条例第236号）第29条の8第1項に規定する林野火災に関する注意報をいう。以下同じ。）若しくは火災に関する警報（消防法（昭和23年法律第186号）第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）</u>が発令されたときは、火入れを行ってはならない。 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は<u>強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは火災に関する警報</u>が発令されたときは、速やかに消火しなければならない。	(火入れの中止) 第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、<u>乾燥注意報又は火災警報（以下「注意報等」という。）</u>が発令されたときは、火入れを行ってはならない。 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は<u>注意報等</u>が発令されたときは、速やかに消火しなければならない。

理 由

この案を提出するのは、林野火災に関する注意報の規定を整備する等のため必要があるからである。

第 1 4 6 号議案

新城市鳳来簡易給水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

新城市鳳来簡易給水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市鳳来簡易給水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新城市鳳来簡易給水施設の設置及び管理に関する条例（平成 1 7 年新城市条例第 2 2 4 号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新					旧				
別表（第 3 条、第 4 条関係）					別表（第 3 条、第 4 条関係）				
名称	給水区域	給水人口	1 日最大給水量	使用料（円）	名称	給水区域	給水人口	1 日最大給水量	使用料（円）
恩原給水から恩原下給水までの項（略）					恩原給水から恩原下給水までの項（略）				
大代給水	四谷字 赤松、紙屋、久保貝津、竹ノ上、大向、島貝津、サガ、真当、細尾	6 8 人	1 7 . 0 立方メートル	年額 <u>2 0 , 0 0 0</u>	大代給水	四谷字 赤松、紙屋、久保貝津、竹ノ上、大向、島貝津、サガ、真当、細尾	6 8 人	1 7 . 0 立方メートル	年額 <u>1 2 , 0 0 0</u>

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、鳳来簡易給水施設における給水事業の安定的な実施を図るに当たり、使用料の額を改定するため必要があるからである。

第147号議案

新城市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定

新城市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定めるものとする。

令和7年12月8日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第25条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

第3章 雑則（第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（最低基準の目的等）

第3条 この条例に定める基準（次項及び次条において「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、利用乳幼児（乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障することを目的とする。

2 市は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。
- 3 市長は、利用乳幼児の保護者を含む児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害対策）

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意及び訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。
（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等）

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持並びに向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ、当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事の提供を行う場合に備える設備）

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（乳児等通園支援事業所外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該乳児等通園支援事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

（乳児等通園支援事業所内部の規程）

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに乳児等通園支援の提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

（乳児等通園支援事業所に備える帳簿）

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

（秘密保持等）

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業に区分する。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設

又は設備が 1 以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	(1) 屋内階段 (2) 屋外階段
	避難用	(1) 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 (2) 待避上有効なバルコニー (3) 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 (4) 屋外階段
3 階	常用	(1) 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 (2) 屋外階段
	避難用	(1) 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 (2) 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 (3) 屋外階段
4 階以上の階	常用	(1) 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 (2) 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	(1) 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第 1 項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号を満たすものとする。） (2) 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 (3) 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその 1 に至る歩行距離が 30 メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設

けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他利用乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、利用乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、1の一般型乳児等通園支援事業所につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している児童の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(設備及び職員の基準の特例)

第23条 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(乳児等通園支援の内容)

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる条例に定める基準による。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛知県条例第68号）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成18年愛知県条例第60号）
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年愛知県条例第58号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 新城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年新城市条例第44号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、児童福祉法の一部改正に伴い、規定を整備するため必要があるからである。

第 1 4 8 号議案

新城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び新城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

新城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び新城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び新城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(新城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 新城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年新城市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新	旧
(虐待等の禁止) 第 1 2 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第 3 3 条の 1 0 <u>第 1 項</u> 各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第 1 2 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第 3 3 条の 1 0 各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(新城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 新城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年新城市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新	旧
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10 <u>第1項</u> 各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、児童福祉法の一部改正に伴い、規定を整理するため必要があるからである。

第 1 4 9 号議案

新城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

新城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年新城市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新	旧		
（虐待等の禁止） 第 1 2 条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第 3 3 条の 1 0 <u>第 1 項</u> 各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （利用乳幼児及び職員の健康診断） 第 1 7 条 （略） 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号）第 1 2 条又は第 1 3 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）</u>が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、<u>同欄に掲げる</u>健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等</u>の結果を把握しなければならない。 <table><tr><td><u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u></td><td><u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u></td></tr></table>	<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>	（虐待等の禁止） 第 1 2 条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第 3 3 条の 1 0 各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （利用乳幼児及び職員の健康診断） 第 1 7 条 （略） 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u>が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、<u>利用開始時の</u>健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の</u>健康診断の結果を把握しなければならない。 〔新設〕
<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>		

<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>	
３・４（略）		３・４（略）

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

理 由
この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、規定を整理するため必要があるからである。

第 1 5 0 号議案

新城市教育・保育給付認定子どもの教育及び保育に係る利用者負担額に関する条例の一部改正

新城市教育・保育給付認定子どもの教育及び保育に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市教育・保育給付認定子どもの教育及び保育に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

新城市教育・保育給付認定子どもの教育及び保育に係る利用者負担額に関する条例（平成 2 7 年新城市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新	旧
（利用者負担額） 第 3 条 （略） 2 （略） 3 前項の規定にかかわらず、特定教育・保育給付認定保護者（令第 4 条第 2 項第 6 号に規定する特定教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。）の属する世帯が別表第 1 に定める階層区分の C 階層又は D 階層のいずれかに該当する場合における当該特定教育・保育給付認定保護者に係る満 3 歳未満保育認定子どもに関する利用者負担額は、前項の規定により算出した額に 0. 5 を乗じて得た額とする。 〔削除〕	（利用者負担額） 第 3 条 （略） 2 （略） 3 前項の規定にかかわらず、特定教育・保育給付認定保護者（令第 4 条第 2 項第 6 号に規定する特定教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。）の属する世帯が別表第 1 に定める階層区分の C 階層又は D 階層のいずれかに該当する場合における当該特定教育・保育給付認定保護者に係る満 3 歳未満保育認定子どもに関する利用者負担額は、前項の規定により算出した額に 0. 5 を乗じて得た額 <u>（その額が 9, 0 0 0 円を超える場合は、9, 0 0 0 円）</u> とする。 <u>（複数の負担額算定基準子どもがいる場合の利用者負担額に係る特例）</u> <u>第 4 条 前条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、負担額算定基準子ども（令第 1 3 条第 2 項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下この条及び次条において同じ。）が同一世帯に 2 人以上いる場合の教育・保育給付認定保護者に係る次の各号に掲げる満 3 歳未満保育認定子どもに関する利用者負担額は、当該各号に定める額とす</u>

[削除]

る。

(1) 負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども 前条第2項又は第3項の規定により算出した額に0.5を乗じて得た額

(2) 負担額算定基準子どものうち最年長者及び2番目の年長者を除く満3歳未満保育認定子ども 0円

2 教育・保育給付認定保護者が前条第3項の規定の適用を受ける場合であつて、かつ、その場合の当該教育・保育給付認定保護者に係る満3歳未満保育認定子どもに関する利用者負担額が前項に規定する利用者負担額より低額であるときは、同項の規定は適用しない。

(複数の特定被監護者等がある場合の利用者負担額に係る特例)

第5条 第3条第2項及び第3項並びに前条第1項の規定にかかわらず、特定被監護者等(令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下この条において同じ。)が2人以上いる場合の教育・保育給付認定保護者に係る次の各号に掲げる満3歳未満保育認定子どもに関する利用者負担額は、当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯が別表第1に定める階層区分のC階層又はD階層のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額とする。

(1) 次に掲げる満3歳未満保育認定子ども 当該満3歳未満保育認定子どもに関して第3条第2項又は第3項の規定により算出した額に0.5を乗じて得た額(特定教育・保育給付認定保護者に係る満3歳未満保育認定子どもにあつては、0円)

ア 特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である満3歳未満保育認定子ども

イ 全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども

(2) 次に掲げる満3歳未満保育認定子ども 0円

ア 特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である満3歳未満保育認定子ども

イ 特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における負担

(現に<u>2</u>人以上の子どもを監護する教育・保育給付認定保護者の利用者負担額に係る特例) 第<u>4</u>条 <u>前条</u>第2項及び第3項の規定にかかわらず、現に<u>2</u>人以上の子どもを監護する教育・保育給付認定保護者<u>に係る最年長者を除く</u>満3歳未満保育認定子どもに関する利用者負担額は、<u>0円</u>とする。 [削除] [削除] [削除] (減免) 第<u>5</u>条 (略) (委任) 第<u>6</u>条 (略)	<u>額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども</u> <u>ウ 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)</u>である満3歳未満保育認定子ども (現に<u>3</u>人以上の子どもを監護する教育・保育給付認定保護者の利用者負担額に係る特例) 第<u>6</u>条 <u>第3条</u>第2項及び第3項の規定にかかわらず、現に<u>3</u>人以上の子どもを監護する教育・保育給付認定保護者<u>に係る次の各号に掲げる</u>満3歳未満保育認定子どもに関する利用者負担額は、<u>当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯が別表第1に定める階層区分のB階層からH階層までのいずれかに該当するときは、当該各号に定める額</u>とする。 <u>(1) 当該教育・保育給付認定保護者が現に監護する子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども 第3条第2項又は第3項の規定により算出した額に0.5を乗じて得た額</u> <u>(2) 当該教育・保育給付認定保護者が現に監護する子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)</u>である満3歳未満保育認定子ども <u>0円</u> <u>2 教育・保育給付認定保護者が第3条第3項、第4条第1項又は前条のいずれかの規定の適用を受ける場合であって、かつ、その場合の当該教育・保育給付認定保護者に係る満3歳未満保育認定子どもに関する利用者負担額が前項に規定する利用者負担額より低額であるときは、同項の規定は適用しない。</u> (減免) 第<u>7</u>条 (略) (委任) 第<u>8</u>条 (略)
---	---

附 則
(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新城市教育・保育給付認定子どもの教育及び保育に係る利用者負担額に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和８年４月以後の月分の利用者負担額について適用し、同月前の月分の利用者負担額については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 市長は、この条例の施行の日前においても、改正後の条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

理 由

この案を提出するのは、２人以上の子どもを有する世帯の経済的負担を軽減するため必要があるからである。

第 1 5 1 号議案

新城市工業用水道事業給水条例の廃止

新城市工業用水道事業給水条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市工業用水道事業給水条例を廃止する条例

新城市工業用水道事業給水条例（平成 1 7 年新城市条例第 2 2 3 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（新城市公の施設で長期かつ独占的な利用及び廃止を議会の議決に付すべきものに関する条例の一部改正）

2 新城市公の施設で長期かつ独占的な利用及び廃止を議会の議決に付すべきものに関する条例（平成 1 7 年新城市条例第 6 2 号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新		旧	
別表第 1（第 2 条関係）		別表第 1（第 2 条関係）	
（略）	（略）	（略）	（略）
	布里テニスコート	<u>工業用水道事業施設</u>	布里テニスコート
	（略）		（略）
別表第 2（第 3 条関係）		別表第 2（第 3 条関係）	
（略）	（略）	（略）	（略）
	登攀施設	<u>工業用水道事業施設</u>	登攀施設
	（略）		（略）

理 由

この案を提出するのは、工業用水道事業施設を廃止するため必要があるからである。

第 1 5 2 号議案

令和 7 年度新城市一般会計補正予算（第 4 号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 5 3 号議案

令和 7 年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 5 4 号議案

令和 7 年度新城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 5 5 号議案

令和 7 年度新城市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 5 6 号議案

令和 7 年度新城市宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 5 7 号議案

令和 7 年度新城市作手財産区特別会計補正予算（第 1 号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 5 8 号議案

市有財産の無償譲渡

次のとおり市有財産を無償で譲渡したいから、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

新城市長 下 江 洋 行

1 譲渡財産

建物

所在地	構造	延床面積（平方メートル）
新城市玖老勢字森下 1 8 番地	コンクリートブロック造	1 8 . 0 0

2 譲渡の相手方 新城市玖老勢

玖老勢区

区長

理 由

この案を提出するのは、本譲渡財産を地域自治の推進を図るための拠点として地域の自主的な管理に委ねるため、無償で譲渡する必要があるからである。

第 1 5 9 号議案

市有財産の無償貸付け

次のとおり市有財産を無償で貸付けたいから、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

新城市長 下 江 洋 行

1 貸付財産

建物

所在地	構造	延床面積（平方メートル）
新城市作手清岳字コヽメ沢 9 番地	鉄筋コンクリート 造 2 階建	1 , 5 9 4
新城市作手清岳字コヽメ沢 9 番地	鉄筋コンクリート 造平屋建て	4 9 3

土地

所在地	地目	面積（平方メートル）
新城市作手清岳字コヽメ沢 9 番地	学校用地	3 , 1 9 6
新城市作手清岳字コヽメ沢 1 0 番地 1 の一部	田	1 , 9 0 1
新城市作手清岳字コヽメ沢 1 0 番地 4	学校用地	2 7 7
新城市作手清岳字コヽメ沢 1 0 番地 5 の一部	学校用地	3 5 1
新城市作手清岳字コヽメ沢 1 0 番地 6	田	3 9
新城市作手清岳字コヽメ沢 1 0 番地 8	田	1 4 5
新城市作手清岳字コヽメ沢 1 2 番地	山林	1 1 9
新城市作手清岳字コヽメ沢 1 6 番地	学校用地	1 7 5
新城市作手清岳字コヽメ沢 1 6 番地 1	学校用地	2 8 4
新城市作手清岳字ドンボリ 1 0 番地 1	田	1 , 0 6 1
新城市作手清岳字ドンボリ 1 0 番地 2	田	4 6

新城市作手清岳字ドンボリ 1 0 番地 3	学校用地	6 6 4
新城市作手清岳字ドンボリ 1 2 番地 2	学校用地	1 4 8
新城市作手清岳字ドンボリ 1 3 番地	学校用地	1 5 2
新城市作手清岳字ドンボリ 1 4 番地	学校用地	1 4 8
新城市作手清岳字ドンボリ 1 5 番地 3	学校用地	1 6 8
新城市作手清岳字ドンボリ 1 5 番地 4	畑	4 9
新城市作手清岳字ドンボリ 1 5 番地 5	原野	1 0 9
新城市作手清岳字ドンボリ 1 7 番地	学校用地	6 4 4
新城市作手清岳字ドンボリ 2 0 番地 1	宅地	1 0 9
新城市作手清岳字ドンボリ 2 1 番地 1	原野	9.9 1
新城市作手清岳字ドンボリ 2 3 番地 2	宅地	1 7 6. 7 2
新城市作手清岳字上ノ山 1 9 番地 1	学校用地	1, 6 9 2
新城市作手清岳字上ノ山 2 6 番地 5	山林	4 9

2 貸付けの相手方 東京都中央区日本橋室町一丁目 2 番 6 号
株式会社八重洲ライフ
代表取締役 山 根 洋 一

理 由

この案を提出するのは、本貸付財産を地域振興を図るための施設として事業者の自主的な管理・運営に委ねるため、無償で貸付ける必要があるからである。

第 1 6 0 号議案

財産の取得

次のとおり財産を取得したいから、新城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年新城市条例第 6 1 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

新城市長 下 江 洋 行

- 1 取得の目的 新城インターチェンジ周辺整備事業の事業用地
- 2 所在地、地目及び面積

所在地	地目	面積（平方メートル）
新城市浅谷字井原 1 番 1	山林	8, 2 7 0. 8 9
新城市浅谷字井原 4 番 1	山林	2, 0 7 7. 1 2
新城市浅谷字井原 4 番 2	畑	4 2. 2 0
新城市浅谷字井原 4 番 3	田	1 3 0. 2 6
新城市浅谷字井原 4 番 4	山林	1. 6 9
新城市浅谷字井原 4 番 5	山林	2 2. 9 2
新城市浅谷字井原 5 番 1	畑	2 0 6. 4 2
新城市浅谷字井原 6 番 1	田	2, 8 3 2. 3 5
新城市浅谷字井原 7 番 1	田	1, 0 3 9. 0 6
新城市浅谷字井原 7 番 2	田	1, 1 3 4. 8 8
新城市浅谷字井原 1 1 番 1	田	1, 7 0 4. 9 0
新城市大海字井原 7 番 2	田	2 9 3. 6 1
新城市大海字井原 8 番	田	2 1 0. 7 7
新城市大海字井原 9 番 3	畑	3 1 1. 8 4
新城市大海字井原 9 番 4	畑	5 8. 4 1
新城市大海字井原 1 0 番 3	田	2 7 3. 4 5
新城市大海字井原 1 1 番 3	山林	3 0 8. 1 3
新城市大海字井原 1 1 番 1 0	ため池	3 6. 8 8

新城市大海字井原 1 8 番 3	山林	1 9 3 . 7 2
新城市大海字井原 1 8 番 4	山林	1 3 . 1 7
新城市大海字井原 1 8 番 5	山林	5 . 9 5
新城市大海字井原 1 8 番 6	山林	8 . 5 1
新城市大海字井原 1 8 番 8	山林	5 4 3 . 4 7
新城市大海字井原 1 9 番 1 4	山林	1 1 5 . 4 9
新城市八束穂字イバラ 7 4 4 番 5	山林	3 8 3 . 7 1
新城市八束穂字イバラ 7 4 4 番 6	山林	2 3 9 . 8 0
新城市八束穂字イバラ 7 4 5 番 1	田	9 3 5 . 4 9
新城市八束穂字イバラ 7 4 5 番 2	田	8 2 9 . 8 6
新城市八束穂字イバラ 7 4 6 番	田	2 , 1 2 0 . 7 6
新城市八束穂字イバラ 7 4 7 番 4	山林	1 , 0 6 0 . 9 7
新城市八束穂字イバラ 7 4 7 番 5	田	1 3 6 . 8 3
新城市八束穂字イバラ 7 4 7 番 6	田	1 0 1 . 2 3

3 取 得 金 額 8 0 , 5 5 1 , 6 0 7 円

4 取得の相手方

住所	氏名
新城市出沢字前畑 3 9 番地	浅 井 國 昭
新城市大海字中貝津 3 7 番・3 8 番合併地	安 濟 正 行
新城市長篠字下り箴 5 5 番地 8	伊 藤 幸 子
豊田市中町西中根 2 4 番地	瀧 川 正
新城市大海字下林 3 4 番地	竹 内 伊津子
新城市大海字中貝津 6 6 番地 1	内 藤 静 枝
新城市大海字中貝津 5 4 番地 1	中 村 とみ子
新城市大海字中貝津 7 8 番地 1	中 村 友 江
新城市大海字瀬戸貝津 1 9 番地 1	林 延 昭
新城市大海字瀬戸貝津 1 番地 7	林 久 義
沼津市高島町 1 7 番 4 号	山 本 泰 義

理 由

この案を提出するのは、新城インターチェンジ周辺整備事業の事業用地を取得するため必要があるからである。

第 1 6 1 号議案

訴えの提起

次のとおり未払使用料等支払請求及び建物明渡請求の訴えを提起したいから、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月8日提出

新城市長 下 江 洋 行

1 被告となるべき者

[REDACTED]

[REDACTED]

2 訴えの要旨

被告となるべき者は、市が設置して管理する公の施設である湯谷園地板敷について使用許可を受けて使用していたが、使用料を滞納し、再三の納付請求にも督促にも応じず、加えて令和7年4月からは使用許可を与えていないにもかかわらず無許可で違法に使用し続けている。

このことから、未払いの使用料の支払いと建物の明渡しを請求するため、未払使用料等支払請求及び建物明渡し請求の訴えを提起するものである。

理 由

この案を提出するのは、湯谷園地板敷に係る未払使用料等支払請求及び建物明渡請求の訴えを提起するため必要があるからである。

第 1 6 2 号議案

訴えの提起

次のとおり土地所有権移転登記手続請求の訴えを提起したいから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月8日提出

新城市長 下 江 洋 行

1 被告となるべき者

2 訴えの要旨

準用河川幽玄川の河川改修工事の事業対象用地である新城市字橋向 1 1 番 6 は、既設の見返橋と接する市道町並橋向線上の土地であるところ、土地登記簿上の所有名義は[]であり、所謂未登記道路である。本件土地の登記名義を変更するため、[]氏の相続人を調査したが、戸籍上の全ての相続人が相続を放棄したことがわかった。このため、[]氏を被相続人とする相続人に所有権移転登記の手続を依頼することが困難であることから、他の手続により本件土地の権利関係を整理する必要がある。

本件土地の大部分は遅くとも都市下水路の整備を行った昭和 37 年には現状の道路形状であり、現在まで継続して道路敷地として使用していることから、市は民法（明治 29 年法律第 89 号）第 162 条に基づく取得時効の要件を具備すると考えられる。

このことから、時効取得に基づく土地所有権移転登記手続の訴えを提起するものである。

理 由

この案を提出するのは、土地所有権移転登記手続請求の訴えを提起するため必要があるからである。

第 1 6 3 号議案

新城市副市長の選任

次の者を新城市副市長に選任したいから、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１６２条の規定により議会の同意を求める。

令和7年12月8日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
██████████	佐 藤 浩 章	██████████

理由

この案を提出するのは、副市長が令和 7 年 1 2 月 3 1 日をもって任期満了となるため必要があるからである。

第 1 6 4 号議案

人権擁護委員の候補者の推薦

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により議会の意見を求める。

令和7年12月8日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
████████████████████	香 村 公 英	██████████

理 由

この案を提出するのは、令和８年３月３１日をもって辞任する人権擁護委員がいるため必要があるからである。

第 1 6 5 号議案

人権擁護委員の候補者の推薦

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により議会の意見を求める。

令和7年12月8日提出

新城市長 下江洋行

住所	氏名	生年月日
〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇号	浅井里美	〇〇年〇〇月〇〇日

理 由

この案を提出するのは、令和８年３月３１日をもって任期満了となる人権擁護委員がいるため必要があるからである。

第 1 6 6 号議案

新城市鳳来簡易給水施設の指定管理者の指定

新城市鳳来簡易給水施設の指定管理者として次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

新城市長 下 江 洋 行

管理を行わせる施設	指定管理者となる団体	指定の期間
恩原給水	日向水道組合 [REDACTED] [REDACTED]	令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 8 年 3 月 3 1 日まで

理 由

この案を提出するのは、指定管理者の指定の期間が令和 8 年 3 月 3 1 日をもって満了となるため必要があるからである。

第 1 6 7 号議案

新城市鳳来簡易給水施設の指定管理者の指定

新城市鳳来簡易給水施設の指定管理者として次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

新城市長 下 江 洋 行

管理を行わせる施設	指定管理者となる団体	指定の期間
水ノ口給水	愛郷水ノ口水道組合 [redacted] [redacted]	令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 8 年 3 月 3 1 日まで

理 由

この案を提出するのは、指定管理者の指定の期間が令和 8 年 3 月 3 1 日をもって満了となるため必要があるからである。

第 168 号議案

新城市鳳来簡易給水施設の指定管理者の指定

新城市鳳来簡易給水施設の指定管理者として次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月8日提出

新城市長 下 江 洋 行

管理を行わせる施設	指定管理者となる団体	指定の期間
中下島田給水	中下島田水道組合 [redacted] [redacted]	令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 8 年 3 月 3 1 日まで

理 由

この案を提出するのは、指定管理者の指定の期間が令和８年３月３１日をもって満了となるため必要があるからである。

第 169 号議案

新城市鳳来簡易給水施設の指定管理者の指定

新城市鳳来簡易給水施設の指定管理者として次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月8日提出

新城市長 下 江 洋 行

管理を行わせる施設	指定管理者となる団体	指定の期間
北平給水	大輪北平簡易水道組合 [redacted] [redacted]	令和８年４月１日から令和 １８年３月３１日まで

理 由

この案を提出するのは、指定管理者の指定の期間が令和８年３月３１日をもって満了となるため必要があるからである。

第 170 号議案

新城市鳳来簡易給水施設の指定管理者の指定

新城市鳳来簡易給水施設の指定管理者として次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 8 日提出

新城市長 下 江 洋 行

管理を行わせる施設	指定管理者となる団体	指定の期間
上島田給水	上島田水道組合 [REDACTED] [REDACTED]	令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日まで

理 由

この案を提出するのは、指定管理者の指定の期間が令和 8 年 3 月 31 日をもって満了となるため必要があるからである。

第 1 7 1 号議案

新城市鳳来簡易給水施設の指定管理者の指定

新城市鳳来簡易給水施設の指定管理者として次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

新城市長 下 江 洋 行

管理を行わせる施設	指定管理者となる団体	指定の期間
黒沢給水	黒沢水道組合 [redacted] [redacted]	令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 8 年 3 月 3 1 日まで

理 由

この案を提出するのは、指定管理者の指定の期間が令和 8 年 3 月 3 1 日をもって満了となるため必要があるからである。

第 172 号議案

新城市鳳来簡易給水施設の指定管理者の指定

新城市鳳来簡易給水施設の指定管理者として次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 8 日提出

新城市長 下 江 洋 行

管理を行わせる施設	指定管理者となる団体	指定の期間
大林給水	大林水道組合 [redacted] [redacted]	令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日まで

理 由

この案を提出するのは、指定管理者の指定の期間が令和 8 年 3 月 31 日をもって満了となるため必要があるからである。

第 1 7 3 号議案

新城市鳳来簡易給水施設の指定管理者の指定

新城市鳳来簡易給水施設の指定管理者として次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

新城市長 下 江 洋 行

管理を行わせる施設	指定管理者となる団体	指定の期間
山中給水	山中水道組合 [REDACTED]	令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 8 年 3 月 3 1 日まで

理 由

この案を提出するのは、指定管理者の指定の期間が令和 8 年 3 月 3 1 日をもって満了となるため必要があるからである。

第 1 7 4 号議案

新城市鳳来簡易給水施設の指定管理者の指定

新城市鳳来簡易給水施設の指定管理者として次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

新城市長 下 江 洋 行

管理を行わせる施設	指定管理者となる団体	指定の期間
恩原下給水	恩原水道組合 [REDACTED]	令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 8 年 3 月 3 1 日まで

理 由

この案を提出するのは、指定管理者の指定の期間が令和 8 年 3 月 3 1 日をもって満了となるため必要があるからである。

第 175 号議案

新城市鳳来簡易給水施設の指定管理者の指定

新城市鳳来簡易給水施設の指定管理者として次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 8 日提出

新城市長 下 江 洋 行

管理を行わせる施設	指定管理者となる団体	指定の期間
大代給水	四谷北部給水組合 [REDACTED]	令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日まで

理 由

この案を提出するのは、指定管理者の指定の期間が令和 8 年 3 月 31 日をもって満了となるため必要があるからである。